

本日の会議に付した事件

令和6年第4回山元町議会定例会（第3日目）

令和6年12月10日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、4番丸子直樹君、5番大和晴美君を指名します。

議 長（菊地康彦君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、山元町議会先例94番により40分以内とし、同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、通告外にわたらないよう注意してください。また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の質問を許します。齋藤俊夫君、登壇願います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。10番齋藤俊夫です。

まずもって、9月定例会で提案した町制施行70周年を記念して、町の主要事業に70周年記念の冠をつけることに関して、その皮切りとして新年賀詞交歓会に対応されましたことを感謝申し上げます。

さて、昨年秋の町議会選挙において図らずも無投票当選となった現議員で構成する町議会がスタートし、早くも1年が経過しました。この間、攻守所を変えた4回にわたる私の一般質問を振り返ると、そこにクローズアップされるのは、船出して3年目の後半に入った橋元丸が、いまだに安定した航海に入っていない現実であります。すなわち公約に掲げられたスローガン、安心して暮らせるまち、誰一人として取り残さないまちとは裏腹に、将来を見据えたまちづくりへのポリシーが感じられない、理念なき曖昧模糊とした町政運営に終始しているかのようであります。

また、残念なことに、随所で説明責任を果たさない言行不一致、倫理感や道德感の欠落、権限と責任に対する自覚が欠如しているなど、秩序や整合性が感じられないところがあります。

そして、不祥事が相次ぐ中で、またしても新たな問題が加わりました。それは、今回

の不祥事の対処をめぐり自ら町のイメージダウンとなる失態、不手際を演じるかのごとくであります。

この際、その関係に関して、大綱1点に絞り議論を深めてまいりますので、ぜひ失墜した町政に対する信頼回復に努められるなど、正常な町政運営推進の契機になれば幸いです。

大綱としては、秩序や整合性のある町政運営についてであります。

先月公表された町職員の不祥事に関しては、その内容もさることながら、問題事案の判明及び判明後の経緯等をめぐり、到底容認できない議会答弁とかけ離れた対処や、法令に抵触しかねない本末転倒な対処など、様々な問題が浮き彫りになっている。

この際、地方自治の基本となる地方自治法に定める仕組みや手順等に合致した、秩序や整合性のある正常な町政運営を求める立場から、細目8点に関して認識をお伺いいたします。

1点目は、事案究明に不測の日数を要している中で、処分書交付が分限懲戒審査委員会終了から1週間後になっている理由及び管理職の停職処分に伴う人事異動公表の有無について。

2点目は、懲戒及び分限の処分書交付から公表まで一定期間が経過しており、速やかな公表を定めている懲戒処分等の公表基準に抵触し、町の恣意的な情報操作や隠蔽体質を問われかねないことについて。

3点目は、処分書交付に先立ち正副議長に一連の経緯、てんまつ等を報告していますが、肝腎要の監査委員を最初から蚊帳の外に置き、報告は議会全員協議会の後、マスコミ発表と同時という本末転倒の対処に終始したことについて。

4点目は、不祥事の対処をめぐり不祥事発生という本来的な失態に加え、その後の対処は監査委員をないがしろにした本末転倒となるなど、さらなる失態を重ねています。折しも3月以降続発した不祥事や過年度の決算審査意見で指摘された度重なる不祥事対応をめぐり、去る6月と9月の定例会で、議会や監査委員に対するタイムリーさに欠けた対応を問題点として指摘した。それにもかかわらず、嘆かわしい対処に終始していることについて。

5点目は、今回の処分には公表基準対象外の分限処分も含まれ、その処分理由として、当該職員は過去にも問題を繰り返しており、管理職としてふさわしくないと判断し、管理職から外したとのことですが、そうした状況を知り得る立場にありながら管理職に任命した責任の所在について。

6点目は、今回の不祥事に関して、先月の全員協議会で一定のけじめをつける旨の発言があったが、今回の場合は、前述のとおり職員の不祥事そのものだけではなく様々な問題が重なっており、責任は重大であります。具体的なけじめの検討に当たっては、就任後に発生している様々な不祥事を捉え、全体的な総括をすべきことについて。

7点目は、懲戒処分の理由の一つに、公印保管者に無断で町の公印を押印したことが挙げられていますが、どんな状況にあったにせよ町の公印が無断で使用されたのは、保管・管理体制に問題があります。再発防止に向けては、型どおりの綱紀粛正だけではなく、公印の保管・管理に関する具体的な改善策を講ずるべきことについて。

8点目は、町職員の懲戒処分等の公表基準では、今回処分のあった分限処分は公表の対象外となっていることから、処分の全体像が判然とせず、臆測が飛び交うことになり

かねません。一定内容の分限処分に関しては、他の一部自治体を参考に公表対象とする基準見直しの是非について。

以上、1回目の質問といたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。皆さん、おはようございます。齋藤俊夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、秩序や整合性のある町政運営についての1点目、処分書交付日の理由及び人事異動公表の有無についてですが、分限懲戒審査会終了から処分書交付まで1週間後となっている理由は、私、町長に対する審査会での決定事項も含め、及び決裁並びに今回の事案は、懲戒処分と分限処分の2つのそれぞれ非常に重い処分であったがためであります。このような事案の場合は、事務処理等に一定の日数を要するものであり、これまでも同等の期間での交付となっていることから、この件に関し、特別の時間を要したということではないと捉えております。また、管理職の停職処分に伴う人事異動公表については、議会への報告後にマスコミへ投げ込みを行っております。

次に、2点目、町の恣意的な情報操作や隠蔽体質についてですが、処分書交付から公表まで一定期間が経過していることについては、事前に正副議長に対し報告した際、議会に対する事案報告の日程を相談し、先月12日に予定されていた議会全員協議会において報告することと調整したものであり、私の中では、速やかな公表に努めたものと考えております。

次に、3点目、監査委員を蚊帳の外に置き、本末転倒に終始したこと及び4点目、監査委員への報告時期及び嘆かわしい対処に終始したことについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

今回の事案については、先月12日開催の議会全員協議会で報告した後、当日の午後に監査委員にご報告いたしました。その際、代表監査委員からも指摘がありましたので、報告については、事案により速やかな報告に努めてまいります。

次に、5点目、管理職に任命した責任の所在及び6点目、けじめの検討についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

任命責任の所在は、当然、責任権者である私にあります。私の町長就任後、職員の事務処理ミスが相次いで発覚しておりますことに対し、心からおわびを申し上げますとともに、今後も再発防止に向け鋭意取り組んでまいり所存であります。つきましては、本事案の任命責任も含めたけじめといたしまして、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を追加提案しておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、7点目、公印の保管・管理に関する改善策についてですが、これまでも公印の使用に当たっては、公印使用者が総務課職員から承認を取り、起案文書に承認済みのゴム印を押印することで記録を残し、公印の使用を認め押印することとしております。

なお、公印の管理については、始業から終業までの時間を公印使用可能な時間とし、それ以外の時間については、公印を金庫に保管し、その金庫を書庫に格納し、施錠しておりますが、事案発覚後、さらに厳重に管理しており、今後もさらなる管理の徹底に努めてまいります。

次に、8点目、分限処分の公表基準見直しについてですが、非違行為等に対する内部

秩序の維持を目的とした懲戒処分と違い、分限処分については個人の能力や資質、心身の故障に対してなど、職員の能力に対し公務能率の維持を目的として下される処分があります。したがって、これらを公表することは、プライバシーを侵害するおそれがあるなどの理由から、各自治体では懲戒処分の公表基準は定めていても、一部の分限処分を除き公表していない自治体が大半を占めており、本町においても現在の公表基準にのっとり公表しております。なお、ご指摘のありました公表基準の見直しについては、今後、他自治体の状況を踏まえながら必要に応じ対応してまいります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君） 10番齋藤俊夫君の再質問を許します。

10番（齋藤俊夫君） はい、議長。順次、再質問をしてみたいと思いますが、これまでの論戦を踏まえ、若干あらかじめお願いしておきたいことがございます。

6月定例会の答弁では、適時適切な説明責任を果たすと明言されておりますが、残念ながら随所で当て外れがございます。基本的に1回目の答弁はそれ相応の答弁になっておりますが、再質問に対する答弁では、質問の趣旨が理解できないのか、あるいは要領を得ないのか、そういうケースが度々あって議論がかみ合いません。

例えば、昨日の伊藤議員への答弁でも触れられておりました、本町に大きな変化があった消滅可能性自治体調査結果を6月定例会の提案理由で取り上げなかった理由、これをお尋ねした際の答弁では、4月下旬の県内新聞にしっかり町長はコメントしておきながらですね、自分が報道で知ったのは、定例会直前なので取り上げなかったと整合性のないことを述べられております。そして、時にはちょっと記憶力が乏しいのか、3か月前に答弁したことを忘れ、発言を否定されたり、また、以前の答弁内容の確認を怠って開き直りの発言をされ、その発言を取り消すはめになったりと、9月定例会ではですね、町政運営の大きな方向性を確認する場面では、以前からどうか。

議長（菊地康彦君） 齋藤議員、質問の趣旨に従って質問をお願いします。

10番（齋藤俊夫君） はい、議長。この説明責任を果たさないところがございますので、少なくとも就任されてから大分時間がたっておりますので、ぜひ自ら町政の諸問題、精査・検討されていると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ただいま多くの問題提起に対して極めてシンプルな回答をいただきました。私も簡潔明瞭な再質問をしてみたいと思いますので、ぜひこのゆゆしき状態から早く脱却するためにも、言行一致の明快な答弁をお願いいたします。

進行の都合上、最初は、細目の3から入ります。

本末転倒の対処に終始したことについてであります。今回のような監査委員を蚊帳の外に置き、監査委員をないがしろにした本末転倒の対処がまかり通るとしたら、町民は何を信じたらよいのか、それこそ疑心暗鬼となり町政不信になりかねません。町民の方々からは、開口一番、何それ、そうしたことが許されるのなら監査委員は要らない、不要だと、そんな声が聞かれます。ましてや議会の承認を受け就任され、職務に対する自覚と責任、また、人一倍のプライドを持ち職務に精励されている監査委員としては、執行部の極めて遺憾な対処によって、いわゆるけににされたわけで、さぞかし憤りを乗り越えてあきれ、そんな心境にあるものと拝察します。

その上で町長に伺いますが、町のリーダーたる町長は、率先垂範、法を守り、制度を運用する責務があります。それにもかかわらず、職員の不祥事をめぐり監査委員を蚊帳

の外に置いた対処は、地方自治法に抵触しかねない職務怠慢のそしりをまぬがれません。こうしたケースは全国自治体のどこを探しても見当たらず、前代未聞の恥さらしであり、言語道断であります。それこそ町政に対する信頼の失墜行為であり、本町も地に落ちたと指摘されかねません。改めて認識を伺います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。私といたしましてはですね、監査委員を蚊帳の外に置いているとか、監査委員をそのような、今ですね、齋藤議員がおっしゃったような形でこけにしたりとか、そういうことをしているつもりは一切ございません。私としては、私なりに監査委員に対する対応としては、その順番を経てやっているつもりでございますけれども、先ほども回答で言いましたように、監査委員からも一部指摘、もうちょっと早めにというところも一部過去においてありましたので、その辺は、今回も含めてですね、自分なりに適切にやったことだというふうには思っております。その先ほどこけにしたというような言葉をお使いになりましたが、それは齋藤議員がそのように思ったことであって、監査委員が、本当に自分がこけにされたとか、そういう強い口調で思っているかどうかというのは想像でのお話ですので、その辺は、自分でも先ほども言いましたようにですね、やはりきちっと確認を取って話をするべきだというふうに思います。

10 番（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと残念なお答えでございましたけれども、今回のこの不祥事をめぐる本末転倒の対処はですね、単にこの要領が悪いとか段取りが悪いというレベル以前の極めて基本的かつ初歩的なミス、落ち度であり、論外であります。また、到底看過できない、見逃すことができないゆゆしき問題でもございます。町長はですね、この監査委員制度と監査委員の権限・職務、これをどのように理解されているのか。また、その上で監査委員と議会、執行部の関係を、基本的にどのように運用すべきと捉えられているのか、認識をお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。ここにですね、監査委員の制度の資料がありますが、これをる読み上げていたのでは時間がかかりますので、私の考え方として述べさせていただきますが、監査委員は、誰もが思うとおり、こちらの執行部がやっていることに関しての金銭的な部分、政策的な部分を監査をして、的確に事業を進めているかどうか、そういうことを監査する立場だというふうに思っておりますので、こちらといたしましてもですね、議会も含め、町民も含め、ましてや監査委員も含めですね、進めるに当たっては、ご理解をいただかなければスムーズには進まないと思っておりますので、その辺は、しっかりとこちらのほうでは対応して、説明をしながら進めているつもりではおります。ただ、ここに当たって一部そういうミスがあったことに関しては、前回もですね、おわびを申し上げ、改善をしてきたつもりでございます。

10 番（齋藤俊夫君）はい、議長。この監査委員制度における監査委員の使命、役割、後ほど改めて触れますけれども、そういうことからすればですね、この不祥事が発覚した段階で町執行部としては、何はさておき監査委員に第一報を報告すると。また、この内容究明が長引くのであれば中間報告をされるなど、監査委員がこのタイムリーに内容を把握するよう最善を尽くすべきではなかったのか、お伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。この件に関しましてはですね、本当に重大な事案でありましたので、事案が出てきた時点で最初にですね、中身をちゃんと調査をして内容がはっきりしないうちは、誰にも公表はできないというふうに私は判断いたしました。ですから、その時点で議会にもまだ報告はしておりません。なぜかという、それは、それがまだ

内容についてははっきりしていないからです。それは、監査委員も同様に私は、そのときは捉えました。ですから、まず内部でいろいろな事情、本人を呼び出して聞いたりですね、いろんなことをやって、中身がはっきりした時点で報告をするという趣旨で進めてきた事案であります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。この物事ですね、順番、後先を言えば、政策的な遂行に関してですよ、事前に議会サイドの意向を確認するなり、あるいはこの問題意識を共有される、そうしたことは十分理解できます。しかし、何かしらこの問題事案が発生したと、その際にはですね、先ほど言ったように、まずもってふだんからこの町の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、そして行政事務について監査を行うと。ちょっと聞いていただかないと、また先ほど指摘したようなことになりかねませんので耳を貸してください。その結果をね、議会と町長に提出・公表する役割を担うその監査委員に報告すると、いや、しなければならないというのはですね、監査委員制度の趣旨・目的からしてごくごく当たり前だというふうに思います。はっきり判明してからということとは、それは、考え方は分かりますけども、こういうことが起こったね、しかし、またいろいろ詰めなくちゃいけないところがあるので改めてあれしますというような、その言い方次第ですよ。物は言いようですよ。そういう基本をしっかりすべきだと思うんですよ。ですからね、この当たり前のことを当たり前にできずに今回議会ファーストした理由、考え方をお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。すいません。またちぐはぐになると困りますので、最後の一言、何を私に質問したのか、ちょっと最後のところをもう一度お願いいたします。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。議会ファーストとされた理由、考えをお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたようにですね、議会ファーストといいますか、監査委員を無視したわけでもないがしろにしたわけでもなく、その順番として午前中に全協がありました。午後にそのまま続けて監査委員に報告したというところであります。それが私といたしましては、先ほど齋藤議員が言ったようにですね、間違いがあったら正すということは当然のことですから、過去の事例とかいろいろな部分を見ながら、前にこういうことがあったから必ずそうしなくてはいけないということではないと思いますけれども、その都度、私なりに見直しをしながら進めてはきておりますが、過去の事例なんかを参考にし、これまでもそのような形で来てたというふうに私が判断したものですから、ただ、あまりにも日が空いたんではまずいので、当日、同じ日に、たまたま午前と午後が、齋藤議員からすると、最初に監査委員に報告してから議会に報告すべきだったのだという考えなのかもしれませんが、今回は、私としては同日に、その午前だとか午後だとかそういうことではなくですね、たまたま午前と午後になりましたが、同時に説明をしたというつもりで私はやっております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。なかなかその監査委員制度をですね、よく理解されていないような今のお答えになっているんじゃないかなというふうに思いますけども、基本的にですね、この町執行部が監査委員に対してこの監査委員制度に沿った基本的な責務を果たさないっていう対処はですよ、内部監査に当たる監査委員が必要に議会に報告する役割を著しく阻害するものであると思います。それこそこの議会を含めた相互牽制機能の発揮という制度本来の役割をですね、果たせなくなるわけですけども、そうした認識があるのかどうか伺います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどから申し上げてるようにですね、認識がどうのこうのではなくて、私は、別にその監査委員をどうのこうのとか議会をどうのではなくて、今回の順番としては、これまでの前例も踏まえ、これが正しいやり方だと思ってやりました。ただ、それがですね、過去も含めて進め方が、それがやっぱり間違ってたとか不備であれば、やっぱりこれは見直すべきだと思いますので、先ほども答えたように今後ですね、きちっとその辺は修正していきたいというふうに思います。

10 番（齋藤俊夫君）はい、議長。今、町長がお答えになったような部分は、私は、後ほども触れますけども、以前にもね、いろいろとご指摘を申し上げて、本来こうあるべきでしょうというようなことは、もう何回も言ってきているわけでございます。

それではね、次は、細目の4に移ります。

嘆かわしい対処に終始していることについてでございます。強く指摘したいことはですね、この不適切な事務処理に始まる相次ぐ不祥事に、一向にとどまる気配がない。その極めつきは、今回の管理職の懲戒処分でありまして、まさに、残念なことに不祥事のオンパレード状態にあると。それこそこの民放のドラマ「不適切にもほどがある！」から生まれた今年の新語・流行語に選ばれました「ふてほど」は、まさに本町にもぴったりに当てはまるのではないのか、町長の認識をお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。このご指摘に対してはですね、確かにその職員の不適切な事務処理を含め多々あったことに対しては、申し訳ないというふうに申し上げるしかございません。今後、とにかくこのようなことが二度とないようにね、職員のほうにもしっかりと注意もいたしましたし、職員も反省して、今後、このようなことが二度と起きないようにですね、心に誓って仕事を今現在しているというところになりますので、この件に関してはそのとおりでありますので、この場では、本当に申し訳ないと言うしかございません。

10 番（齋藤俊夫君）はい、議長。8月末にこの監査委員からですね、町長に提出された昨年度の決算審査意見の中で、議会及び監査部局への情報提供を継続し、円滑な町政調整とされるよう取り組んでいただきたいと指摘されております。

また、今回の不祥事の究明はですね、去る6月と9月の定例会での一般質問で、私が問題発生時に、議会や監査委員に対するタイムリーさに欠けた報告があったことを指摘しているさなかに起きてるわけですよ。そうした経緯・経過がある中で、不祥事の懲戒処分が公表されたにもかかわらず、漫然とミスにミスを重ね、町のイメージを大きく損なう失態を演じ、恥の上塗りをしているようでございます。これはもはやですね、単なる不注意とかヒューマンエラーではないと思いますよ。議会の指摘、声を受け入れようとしないわけですから、故意というかね、これは確信犯も同様じゃなかろうかというふうにさえ思うわけでございますよ。そんなことを踏まえればね、今回の本末転倒の対処に関しては、これは重大な過失であると言わざるを得ません。その責任は極めて重大ではありますが、認識をお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど来、お答えしているとおりでございます。

10 番（齋藤俊夫君）はい、議長。不祥事のこのオンパレードというですね、ゆゆしき状態が続くことで、組織の運営はもとより議会や監査委員との信頼関係など、町政各課にわたり様々な弊害が生じつつあることをどのように認識されているのかお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。その都度、きちっと職員にも注意もしてますし、職員も認識し

ておりますので、そのようなことにはならないというふうに思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。もう少し具体的に申し上げます。監査委員や議員がこの幾ら指摘をしてもですね、何ら改善されないと。不祥事のオンパレード状態が続く限り、これは単にね、町長をはじめとする町執行部だけの問題ではなくなるおそれがあるわけですよ。まず、執行部をこの監視・牽制する役割を担う我々議員、また、この内部監査を担う監査委員までが役立たずだと、機能不全に陥っていると、そんなふうに問題視されないというようなことをどのように捉えられておりますか、お伺いいたします。

議長（菊地康彦君）齋藤議員に申し上げます。質問はですね、何でも構わないんですが、発言の仕方ですね、言葉に少しご注意をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。そのように感じているのは齋藤議員かなというふうに思います。回答については、先ほど来、答えているとおりでございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私はですね、この一向にとどまる気配がない不祥事の対策・対応をめぐって、この役場庁舎を中心にですね、庁内には様々な問題が渦巻いているんじゃないかなというふうに思います。基本的な問題としてですよ、この健全な町政運営に必要な法令を守る遵法精神をはじめ、混乱がなく構成された組織状態を維持するための秩序、さらには矛盾がなく整っている、つじつまが合っている、整合性などが欠如または欠落していると、そのために町政運営が不安定な状況に陥りつつあるとしたら、これは早急な問題解消に努めるべきではなかろうか、認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。質問のね、言葉なんかはちょっと違いますけれども、質問の中身に関しては、同じようなことを聞いているのかなと思いますので、先ほども言ったようにですね、私はこれまで自分の思いを全て正直に話しておりますので、これまで答えたとおりでございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。さらにね、様々な問題について提起させていただきます。町の組織、執行部からの問題として、職員はこの無駄とかね、マイナス、不健全なエネルギーを費やすことで相当疲弊しているんじゃないかなと。仕事に対する意欲、職員間の連帯意識、組織力、公務能率などの低下が非常に疑問でございます。まさにそれは、町政の停滞にもつながりかねないゆゆしき状態にあるとしたらですね、これは、早急に健全な状態の回復に努めるべきではないのか、認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。そのようにはなっていないと私は認識しております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。さらに同じようなことをご指摘申し上げます。執行部と議会、内部監査を担う監査委員の3機関、正常な関係の維持が困難になりつつあるということでございます。相次ぐ不祥事に対する責任とけじめの關係に、無知と言ったらいいか無頓着とか、また、仕事の手順・運びがずさんとかですね、そうした町長の指揮監督による対処によって、本来この求められている3機関相互の牽制機能が正常に発揮されにくくなってきているんじゃないかなと。そうしたことはね、単に執行部だけではなく我々議会、監査委員も含め、町民からの負託に応えたものにならず、町政に対する信頼の失墜あるいは町のイメージダウンにつながりかねない問題でございます。政治はこの結果責任が問われます。緊張感のある政権運営が求められ、政治は、停滞は許されないというふうに言われます。そこは町も同様でございます。トップのこの町政運営能力次第で町政の停滞が避けられないことになるということ、これはね、より心して町

政運営に取り組まれるべきではなかろうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。まずですね、私が優秀だとは、私は思っておりません。ですから、職員に助けていただきながらですね、運営しているわけですがけれども、職員は優秀な方も多くおりますので、その辺は、ご心配いただかなくても大丈夫かなというふうに思います。齋藤議員がですね、おっしゃるような形で私は事業を進めているつもりでありますので、その辺は、ご心配いただいて本当にありがとうございますというふうにお答えさせていただきます。

10 番（齋藤俊夫君）はい、議長。なかなか認識いただけないで残念でございますが、次は、細目 5 に移ります。

管理職に任命した責任の所在についてでございますが、先ほどの答弁では、任命責任の所在は、当然、任命権者である私にあると述べておりまして、この潔い姿勢はですね、評価したいというふうに思います。あわせて、事務処理ミスが相次いで発覚していることに対する謝罪の言葉もありましたが、そういうことに関しては、後ほど改めて取り上げたいというふうに思います。

いずれですね、お尋ねしたいのは、今回の不祥事に関してですよ、任命権者である町長の意に反して、任命して僅かの時間っていいですか年数で不祥事を起こしたということで、分限処分を余儀なくされたわけでございますが、さぞかしこの職員人事の難しさを痛感されたのではないのか、お伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。そうですね。議員がおっしゃるように職員の任命権は私がありますので、私が職員の人事を最終的には決定するわけですがけれども、その都度、いろいろ考えた上で、適切な場所に適宜考えて配置はしたわけですがけれども、今回このような事案が起こってしまったということに対しては、先ほども言いましたように、私としては、任命権者としての責任は感じております。ですから本当に申し訳ないというふうには思っております。ただ、これが、全職員がそういうわけではございません。任命するときにはそれぞれの職員、100人いたら100人、1,000人いたら1,000人の職員を全員信用して私は人事を行っておりますので、今後もそれにはそのようにして進めていきたいと、今回のことは悪いことではありますが、結果としてこのようなことになってしまいましたが、これからもですね、職員一人一人を全員信用して私は人事を行っていききたいというふうに考えております。

10 番（齋藤俊夫君）はい、議長。ぜひですね、難しい人事、よろしく対応方、お願いをしたいというふうに思います。

細目の 6 に入ります。

けじめの検討に際しては、この全体的な総括をすべきことについてでございます。ここでもですね、あえて基本的な確認から入ります。今回、新たな不祥事が発生したことによって、ようやく常識的なけじめをつけることになったわけですがけれども、そもそもけじめの意味合いと、この具体的なけじめのつけ方に関して、基本的に認識不足というか誤解をされているんじゃないかというふうに思います。例えばですよ、9月定例会の決算総括質疑における町長答弁では、けじめの意味合いを述べておりますけれども、私自身も自分に言い聞かせるなど事案の内容や原因などを見極め、けじめをつけていると述べておりますけれども、しかし、これはですね、けじめではなくて、これは反省ですよ

ね、反省。先に反省があつて、次にけじめをつけるという順番になるんだというふうに思いますよ。改めてですね、反省とけじめの関係の違いを理解されるのであればですね、今後、このような場では心して答弁をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。けじめとかですね、反省とか今いただきましたが、そのような認識については、それぞれけじめについてもですね、認識が違うのかなと。齋藤議員は私のやり方に対して、それは違うのではないかと。ただ、やっぱりそれを理解していただいている方もいるということでもあります。私は、自分のやったそのけじめのつけ方についておかしいとはこれっぽっちも思っておりませんので、今後もこのような形で自分なりにその都度、その重大さを考えながら自分に対してのけじめをつけていきたいというふうに思います。

10 番（齋藤俊夫君）はい、議長。残念なことに、また反省とけじめの区別、違いというのをですね、ご理解いただけないようでございますので、その関係についてもう少し議論を深めてまいりたいというふうに思います。

あえてですね、この基本的な確認をしたのは、けじめの意味合いが理解できなければですね、当然この次の展開が違って来るからです。先ほど細目5のところ、これは、遅きに失した感は否めませんが、ようやくこの事務処理ミスが相次いでいることに対する謝罪の言葉がありました。そのことを前提に、相次ぐこの不祥事対処をめぐる町長の姿勢、態度を振り返りますとね、この間、6月、9月、そして今回12月と、3回の定例会がありました。にもかかわらずですよ、いずれの定例会も提案理由説明の際に、一度たりとも不祥事に対する謝罪はなく、そういう対応に終始してるわけですよ。しかも9月定例会の決算審査特別委員会では、冒頭、町長からこの定例会の直前に発覚した不適切な事務処理事案の報告と謝罪の言葉が、町長、謝罪の言葉がありました。私はそうした姿勢を評価した上で、節目節目での謝罪の機会を大事にすべきだとこのときに申し上げてますよ。にもかかわらず、それが12月定例会では全く生かされていません。それこそ新たにこの大きな失態があったわけですよ。しかし、だんまりを決め込むその姿勢というのは、私は、申し訳ないですけども、人の上に立つ方のやることではないんではなかろうかと。町長は、この人前で頭を下げることにいささかのためらいがあるように思うんですけれども、やはりその都度、潔く謝罪するのが得策だというふうに思われませんか、お伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。得策という言葉は、ちょっと適してないと思うんですけれども、私、決して皆さんの前で頭を下げるのが嫌だとかなんとかなんていうのは、これっぽっちも思っておりません。その都度、適切に対処してきたつもりでございますが、齋藤議員がおっしゃるようになりますね、何らかのそういう不備・不手際があったのであれば、それはですね、真摯に受け止めていただければと思います。私が人前で頭を下げるのが嫌なのかというふうに思っている方がどれだけいるのかというふうに思いますけれども、今後もですね、その辺については、注意を十分に払ってきちっと対応をしていくように努めていきたいというふうに思います。

10 番（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどね、この謝罪の場面ね、まるっきりのわけじゃないですよ。全員協議会とか予算総括のある場面という部分がございます。私が特に申し上げたいのは、これは本会議の場で一言ね、あるべきじゃないでしょうかということの中

心に問題提起しているわけでございます。今後のこともございますのでね、もう少し続けさせていただきます。

たとえね、町長ね、これまでの人生を歩む中で、経験上、間違った習慣が身についたっていうわけではないと思いますけども、現在は、このれっきとした公人でございます。町のトップでございます。やっぱり潔くけじめをつけるようにですね、また、この規範なり道徳などに従って行動や態度を明確にすると、社会的にこれが重要だというこういう考え方、概念をですね、しっかり身につけてもらえればというふうに思います。そして、重ねて申し上げますが、組織として不祥事が発生したら、しかるべきタイミングを捉え、まずは最低限のけじめとして素直に謝罪すべきではないのか、ご確認いたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。そのとおりだと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。そういうことがご理解いただけるのであればね、ぜひ本会議の場を活用すべきじゃないでしょうか。要するにね、けじめをつけるということは、この全ての不祥事に対してね、何も最初からこの特別職の給与をカットするという、そういう方向性ばかりではないというふうに思うんですよね。相次ぐ不祥事に対して何らけじめをつけずにたくさんため込むのではなくて、その都度、一定のけじめをつけることが肝要ではなかろうかと。つまりこの不祥事の内容・程度にも、この程度に応じてですね、給与カット以外の方法・手段として、それこそタイムリーで丁寧な謝罪も考えられると申し上げたい。いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。そのとおりだと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。理解されたのであればですね、今後、謝罪することがないことを期待しますけども、あった際にはやっぱり、給与カットはね、最終的な手段ですから、方法ですからね、やっぱり人としての最低のこの謝罪っていうのは、大切にしていきたいと思います。

いろいろと基本的なことに關して申し上げてきましたけども、肝腎な部分に入ります。前段、この細目5と6を一括し回答された中で、本事案、管理職の任命責任と就任後に相次ぐ不祥事の発覚を含めたけじめとして、いわゆる特別職の給与カットに関する条例を追加提案しているとされております。しかし、この追加提案の内容はですね、新たに発覚している管理職の不祥事問題に対する管理監督責任だけを捉えている節があります。私があらかじめ指摘したような様々な問題が重なっていることを踏まえたけじめとは、ちょっと言い難いものではなかろうかなと。この辺、関係条例の審査に委ねる部分もありますけども、もろもろ全体的な総括をですね、どの程度、吟味された上でのけじめなのか、ご認識をお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。これまでの様々なというふうな、今、表現がありましたが、先ほど来、私、答えてるようですね、監査委員に關することについては、前例も踏まえて、これまでの対応とかも踏まえて、私としては、その正しいやり方だと思ってやってきた部分もありますので、その辺ですね、今後、監査委員に關しては、先ほど来、もう先ほど来、何回も同じことを言ってるんですけれども、そのような考えでおりますので、これも含め齋藤議員がですね、問題だと思っていること全てが問題なのかというところもありますので、そういうことも含めて私なりの判断での今回のけじめのつけ方としての総括のその出し方というふうに捉えていただいて結構だと思います。ただ、その認識が、齋藤議員と私の認識で違っていたということなのかなというふうに思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。どこまでもこのすれ違い的なですね、議論になっておりますけれども、改めて強調したいことはですよ、前段も触れましたように、このゆゆしき不祥事がオンパレード状態にあると。加えて、細目4で指摘したように、様々な弊害が生じていると。くどいようですが、そこの中で提案されたこの特別職の給与カットに関する条例、これは、もろもろのことをしっかり認識され、それをわきまえた身の処し方、はじめにふさわしいものになっているのか疑問だと。つまりね、当該職員の不祥事そのものではないわけですよ。先ほど確認した任用責任、あるいは監査委員をないがしろにした本末転倒の対処責任、監査意見書で指摘された過年度の度重なる不祥事の責任、本年度に続発している不祥事の責任、そして、相次ぐ不祥事問題が引き起こす派生的な弊害も含めてですね、どの程度、こう総括されたのか、はじめをつけられたのかということで、そのことを私はお尋ねしてるわけでございます。いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。今、齋藤議員、るるね、問題問題といって本当にるる出てきましたけれども、それが全て本当に問題なのかと。先ほど来言ってますが、私としては、適切に対応してきていたつもりでございますので、何も隠蔽したらいいとかそういうこともありませんし、監査委員をこけにしたりないがしろにしたりなんていう気持ちも一切ありませんので、そこが問題だとは、私は考えておりませんので、先ほども言いましたように、これまでのいろいろな部分を考慮した上での自分なりに判断した上での今回の対応というふうにご理解いただければと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私はね、残念ながら理解できないんです。先ほど指摘したように、ため込んでるわけだからね、何ではじめをつけなかったのかということです。ここで一言ね、6月なり9月にはじめをつけられていれば、たまりたまったなんていう表現、私、好き好んで使う必要ないですよ。それをされないで、一方的に私なりにとって言われたってね、困るわけですからね。この相次ぐですね、不祥事発生をめぐる責任の所在に関して、議会の一部にこの監査委員から指摘されました過年度の度重なる不正、不祥事の再発防止をはじめ、今年度に入ってもですね、相次ぐ不祥事に関しては、現町政に始まったことではなく前町政から引き継ぐ問題だと擁護する声がございます。また、今回の一般質問でも同様の質の問題提起をするかのような向きもございます。しかし、そうした指摘というのはですね、責任転換を主張するかのごとくでございます。確たる因果関係なり証拠があるならいざ知らず、臆測で問題提起するなんて論外でございます。もとより地方自治というのは、首長と議員の二代表制でございます。議会人としては、執行部を監視するという使命、よいことはよい、悪いことは悪いとする是々非々の姿勢を忘れてはならないというふうに思います。いずれの市町村であれですね、当該首長を無条件で支え、擁護一辺倒のイエスマンの集団にならないよう、議会人としての存在意義を発揮すべきであることを指摘して、次の細目7に入ります。

公印省略の文書が増えたとはいえですね、依然として一定の文書への公印が必要だとすれば、基本的に、これまで以上に公印の保管と管理を厳正にする必要があるというふうに思います。答弁では、問題事案発覚後、さらに厳重に公印管理をしているとの答弁ですが、例えば公印を利用する時間帯を限定するようなね、そういう考え、そして、その時間帯は、必ず担当職員の責任でチェックすると、そういう対応は考えられないのか確認をいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうからお答えいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。公印の管理につきましては、最初の町長答弁でもお答えしましたとおり、始業から終業までというのは、変わりはありませんが、まず、改めてその時間の確認と、あと、公印を金庫に格納してロッカーのほうに施錠するということは、私とか班長とかも含めてその確認を行っておりますので、今まで以上に厳重に注意をしているところでございます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ぜひしかるべきですね、対応をお願いしたいというふうに思います。そしてですね、この公印の管理・保管の厳正な対応を求めるですね、もろもろこの再発防止に向けましては、去る9月の決算審査特別委員会の審査で代表監査委員から指摘のありましたこの不適切な事務処理ハンドブックの弱点、いわゆるこのPDCAサイクルのAの部分、アクション、行動に関して、これは早急に補強し、実効性を高めることが肝要ではなかろうかなというふうに思うんですが、これはいつまで完了させる予定なのか、お伺いいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。事務処理ミス防止のハンドブックのチェックシート、こちら課長会議で今まで2件報告されておまして、中身を見て代表監査委員にも確認していただいて、ちょっと手直しが必要であるなという意見をいただいたところでございますが、その際に、特別まだ期限は設けておりませんで、まだ改正案というのはできておりませんが、今回の処分にあった件とかもありますので、ほかの事案も含めて、改めてチェックシートのほうをつくっていただいて、問題点などをちょっと洗い出しをして、どのような修正が必要なのかというのを検討してから、町長、副町長であったり、あと、課長会議のほうで提案したいと考えております。すいませんが、まだ期限は設けておりません。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろ多忙かというふうに思いますけども、ぜひ早めの対応をお願いをしたいというふうに思います。

細目1のほうに戻りまして、基本的なことを若干確認をさせていただきます。

今回の懲戒処分というのは、停職6か月ということで、近年にはない相当重い内容でございますが、これは町民の方々だけでなくですね、ここにおられる議員の中にもこの停職中の職員の処遇、給与の取扱いがですね、判然としないという声もございます。一般論で結構でございます。停職期間中におけるこの毎月の給料なりいわゆるこのボーナスの取扱いがですね、どのようになるのか。

それから、もう一つ。

議長（菊地康彦君）すいません。一問一答で、まず。（「じゃあまずその件をお願いいたします」の声あり）

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。

停職期間中の職員の給与あるいは期末勤勉手当の取扱いというご質問だったと思います。職員の懲戒の手續及び効果に関する条例というものがございまして、その第5条第3項の中に「停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない」という文言がありますので、停職期間中は給与、あと期末勤勉手当、全て支給されませんので、ご理解いただきたいと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。もう一つ、基本的なこと。今回の場合、残念なことに管理職から降格というふうな取扱いになってるんですけども、ここでも一般論としてももちろん結構なんですけども、その場合のその給料表の動き、適用、これの考え方を簡潔にお願いいた

します。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今回、管理職から降任という形になっておりますが、降任になった際の給与の格付についてもこちら基準がございまして、格付が1つ落ちるごとに位置づけされる号俸が決まっておりますので、今回、具体的な数字は申し上げませんが、規定どおりということで給与の格付を決定しております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私、秩序や整合性のある正常な町政を求めまして再質問をしてみました。けじめに関して次のような言葉がございまして、ある著名な評論家いわく、日本人が潔く責任を取るという心構えを失って久しい。卑怯、未練、この上もないと。また、あるコラムの「けじめ」と題する記事を要約しますと、仕事を向上させるためには、けじめが大事だと改めて気づいた。形にとらわれる必要はないが、ふだんのもろもろの行為に対してどれほどけじめを意識しているだろうか。岡目八目という言葉があるように、他人の行為についてはよく見えると。けじめがある人とそうでない人、つまりだらしない人では一目瞭然であると。けじめのある人の仕事は、始末がよく安心できる、つまり期待外れがないのである。一方、だらしない人の仕事は、危なっかしくて不安が残ると。ぜひ本町でもですね、先ほど来、指摘したような言葉の持つ意味合いも再認識していただきながら、潔いけじめを大事にした町政運営というものを切にご期待申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の質問を終わります。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時15分、再開は11時15分であります。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。3番遠藤龍之です。

2024年第4回山元町議会定例会に当たりまして、町民の皆様の要望する当面の諸課題をはじめ今後のまちづくり、とりわけ復興関連事業も終息を見せ、新たなまちづくりの取組が求められている中で、町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見をお伺いするものであります。

1件目は、重点支援地方交付金の町の対応についてであります。

長期にわたる賃金の低迷に物価高騰などが加わり、実質賃金が減少し続ける中、町民は非常に苦しい生活を強いられています。今般、新たな経済対策が閣議決定され、地方公共団体からの要望が強かった重点支援地方交付金の増額が示され、同時に、政府は自治体に対し、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう自治体に要請しております。こうした国の動きに対し、町の対応について伺います。

2件目は、行政組織内における諸問題への対応についてであります。

長期にわたって起きている職員の事務処理ミス、病気等による長期休暇や早期退職者等々が行政執行を進めていく上で大きな壁となっています。町民が安心して暮らしてい

くためにも、町の執行体制の充実が強く求められております。今生まれている諸問題については、その都度、対策・対応は取られてきていると思いますが、いまだに完全な解決には至っておりません。職員の働く環境に問題はないかなど、ここ十数年続いている諸問題が、改めてその原因や要因を現状に合わせしっかり分析・総括し、職員が公務労働者として誇りと生きがいを持って働ける職場の環境づくりに力強く取り組まなければならないと考えていますが、町の対応について伺います。

3点目は、「大地の塔」トイレ設置の取組についてであります。

これまでの経緯につきましては、23年6月議会の一般会計補正予算、23年12月議会の請願審査、24年3月議会の一般会計予算で、いずれも賛否同数、議長裁決でトイレ設置は否定されております。

しかしながら、その一方で、東日本大震災によって尊い命を失ったご遺族の方々をはじめ多くの町民から、引き続きトイレ設置の要望が強く寄せられております。

こうした実情を踏まえ、今年度の補正予算においてこれまで提案されてこなかった理由は何なのか。また、何が問題になっているのかなどを示していただきながら早期の実現を求めますが、町の対応について伺います。

以上3件、一般質問といたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、重点支援地方交付金の国の動きに対する町の対応についてですが、先月22日、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策が閣議決定され、同日付で内閣府から事務連絡が発出されております。町では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されて以来、これまでも幾度となく非常にタイトなスケジュールでの事業展開を余儀なくされてまいりました。こういった経験則を基に、今回も同様のスケジュールになることを想定し、今月11日の第2次石破内閣発足後、同月内にも新たな経済対策が示されるとの報道を受け、先月15日の課長会議において、今後の国の動向を注視するよう共通認識したところであります。

また、翌週22日の閣議決定後には、内閣府から示された新たな総合経済対策について、職員各人が使用するパソコン上の掲示板を通じ、即座に職員へ通知を図っております。

さらに、先月29日、新たな総合経済対策を盛り込んだ補正予算案が閣議決定されたことを受け、去る12月2日の課長会議において、改めて経済対策の概要を説明し、今後、速やかに制度設計や事業費の積算作業に入れるよう、本町の実情に応じた物価高対策の検討・準備を指示いたしました。

一方、交付金の財源となる補正予算については、ご承知のとおり、今臨時国会において年内成立を目指し審議が進められているものの、支援策の詳細や町に対する交付金の配分額が示されておらず、具体の準備作業に取りかかれない状況にあることも事実です。

今後の動きといたしましては、国から支援の枠組みの詳細や配分額が通知され次第、各部署に交付金の趣旨に沿った事業提案を改めて指示し、優先順位を付した上で、町民の皆様が今最も必要としている実情に即した支援の計画を取りまとめることとしております。

なお、かかる予算の提案時期に関しましては、新たな経済対策の趣旨を踏まえ、必要

に応じ、令和7年第1回町議会定例会を待たずして臨時会に補正予算をご提案申し上げたいと考えており、ご可決賜りました際は、可及的速やかに各種支援施策を展開してまいります。

次に、大綱第2、組織内における諸問題への対応についてですが、これまで町では、ご指摘のありましたとおり、これら諸問題に対して、その都度、対応してきたところではありますが、十分な解決には至っていないのが現状であります。事務処理ミスについては、例えば業務量の過多によるものや職員のスキル不足、チェック体制の不備など様々な要因が挙げられますが、これらの原因を分析し、事務処理ミス防止ハンドブックや原因分析シートを用い、再発防止につなげるよう取り組んでいるところであります。

また、長期にわたる病気休暇休職者、早期退職者については、さきの第3回議会定例会の一般質問で岩佐孝子議員にお答えいたしましたとおり、マスコミでも取り上げられている職場環境の多様化に伴う公務員離れによる影響や、近年の業務量の急増による職員一人一人の業務負担の増、さらには、社会全体が若者の早期退職傾向にあることなどが相まって、本町においても同様の傾向が見られると捉えております。これら課題を解決するためには、職員が公務労働者として誇りと生きがいを持てるよう、各種研修の充実やメンタルヘルスサポートの強化による健康管理の推進に努めるとともに、職場内コミュニケーションの促進やハラスメント対策にも継続して取り組む必要があると考えております。

震災から約14年が経過し、平常時に戻りつつある中、今後、町民の皆様のニーズに適切に対応できるよう、町全体として職員の働きがいや満足度を向上させる取組を強化し、安心して働ける職場環境を整備することに鋭意取り組んでまいります。

次に、大綱第3、「大地の塔」トイレ設置の取組についてですが、今年度の補正予算においてこれまで未提出の理由についてですが、昨年の第2回議会定例会に補正予算を提案した際、政策的予算であることなどから当初予算に計上すべき事業であるとの指摘を受けたところであります。このことから、令和6年度当初予算に予算を計上いたしました但、工事費が高額であり内容を精査すべきではないかなどの理由から、予算をお認めいただけなかった経緯がございます。

次に、何が問題になっているのかという点については、第1回議会定例会以降も「大地の塔」へのトイレ設置の要望について多くの声をいただいていることから、今年度の補正予算に計上することを検討したものの、議会からの指摘を踏まえ、再提案については、令和7年度当初予算に計上したいと考えているところであります。

次に、早期の実現を求めるが町の対応はについてですが、「大地の塔」を訪れる遺族を思うとともに、コロナ禍以降は、行政視察や老若男女を問わず防災研修等で訪れる方も増加している状況にあります。このようなことから、繰り返しにはなりますが、事業内容を精査し、来年の第1回議会定例会において、令和7年度当初予算に「大地の塔」へのトイレ設置に係る予算を計上し、提案することで進めております。これに先立ち、来年1月の議会全員協議会で検討内容の詳細を説明する予定であり、早期の整備に努めてまいりますので、引き続きご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の再質問を許します。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましては、政府も急いで早期に実現せよという指

示があるかと思います。ていう中で、今の答弁では、交付金の財源となる補正予算については云々かんで、支援策の詳細や町に対する交付金の配分額が示されておらず、具体の準備作業に取りかけられない状況にあるということも事実ということなんですが、決まったらすぐに動けるように、もう今からこれは、大体、大枠は示されてるんですよね。ていうことで、もう今の時点でまだ決まってねえげっと、どのくらいの準備作業が進んでいるか確認したいと思います。もう決まったらすぐに立ち上げられるように、中身もね、内容について確認します。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長より説明を申し上げます。

企画財政課長（大和田敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

今、遠藤議員おっしゃったとおり、国全体の数字というふうなものについては、あらかじめ示されておりまして、残念ながら低所得世帯支援枠、いわゆる3万円とか7万円ですとかこちらに関しましては、昨年の11月に配分された金額の約半分ぐらいになるのかなというふうなことで試算はしてございます。一方、各自治体に任せられる自治体独自のいろいろな支援策については、これについては、国レベルで1,000億円ほどプラスになっているというふうなことからすると、おおむね山元町に配分される金額は、5,000万前後かなというふうな見立ては立てております。これに基づきまして、これまで、先ほど町長の答弁でもございましたけども、令和2年以降、度重なるいろいろな事業を展開してきてますんで、それらの事業を再検証し、その中でこういったものが最も即効性があり、かつ有効な施策かというふうなことについては、もう既に担当課に対しては、もう指示はしているところです。

以上になります。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。もう本当に皆さんも大変だと思う。そのときそのときでね、いろいろ仕事しねくてねえということで大変、事務量もね、業務量もプラスアルファの業務量がね、増大することによって皆さん大変な中ではありますが、本当に暮らし、大変です。こんなこと言って申し訳ないんですけども、今年度から山元町でも国保税上がりしました。結構な値段で上がってるんです。それでもねという、国以外の町独自の負担増だねっていうようなことがあってね、大変だと思います。あと、それから具体的にはね、冬になって当然灯油とかね、ガス代とか使うんだけど、それもね、多分今までのところに負担増、しかも灯油等々は、もうそもそも値段が上がってもう高止まりということになっとね、それに対して一方では収入がなかなかうまくないという現状を考えるとね、そういうこともあつから政府でもね、そういう施策を出してっと思う。いち早く本当に直接支援つつかね、直接その豊かにはなんねえげっともそういうような負担を抑える対策の一つとして、そういうのをいち早くをやらなくてないと。その中で今言ったように生活支援つつかのが非常にこの大きな課題になってきています。もう目の前のね、だからそういうことも深く分析していただきながら現状をね、ぜひいち早いっていうか、もう国で決まったらすぐに取り出せるようなね、支援できるようなシステムに、という取組にしていきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

企画財政課長（大和田敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

遠藤議員おっしゃる、もっともでございます。ただ、一つだけですね、我々が心配していることがございます。どうしても予算の単年度の原則、これがございまして、昨年もそうだったんですが、国としては3月中に解決しなさいというふうなものがあって、

昨年は12月の定例会で補正予算を提案申し上げたんですが、今年は1か月遅れております。だとすると、早くて来年1月、年明け早々にですね、臨時議会開催をお願いし、その中でお認めいただきたいというふうな考えてございますが、そういった国の動きというふうなものを一つ一つきちんとタイムリーに確認しながら、今、遠藤議員がおっしゃったように、一日も早く可及的速やかにというふうな言葉、ございますけども、まさにそのとおり対応してまいりたいというふうに思います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことで取り組んで、ことを求めておきますが、具体的に今言われてんのは灯油とかね、あるいはその直接支援ってなっと、いろいろ3割増し商品券とか10割増し商品券とか、いろいろそういう動きが他自治体でも動き始める。その辺も含めながらね、対策、本当に実のあるっていうか、本当に喜ばれるような対策を講じてほしいということを訴えておき、次に、2件目に入ります。

2件目は、組織内ですね、この間いろいろ問題提起されています。私もそう思っています。今、顕著に表れているのが、諸問題というか病気等による長期休暇、この辺も取り上げられてますし、あと早期退職者の出現ですね。それから、先ほど来、問題になってる職員の事務処理ミス等々というのが諸問題としてね、そういうので挙げられているかと思います。その中で、大きく言いますと、まず私の答弁の中では、その要因として何を挙げているかということ、業務量の過多、急増した業務量のことによって職員1人の負担が重くなっていると、まずはね。のことによって、私とかからずっと病気にしてる方も増えてくんのかな。あるいは精神的にっていうかね、悩む要因としている人が増えてんのかなというふうに思っているわけですが、まずその細かいところに行く前に、具体的にですね、その業務量の過多っていうのは、具体的にどの程度のものでそういう表現を使っているのか。あるいは、原因として、要因として上げているわけですから、どの程度のもなのかと分ければ、分ければというかですね、大ざっぱつつうのもうまぐねえげつとも、答えられる範囲で答えてください。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長のほうからお答えいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。業務過多という表現をした根拠についてですが、まず一つは、コロナ禍等の関係からの経済対策、その前にも使ってたこともありますので、その理由としては、復興事業の終結に向かって派遣職員が減ってきた時期、具体的に申し上げますと、平成28年度には300人を超えていた、派遣職員を含めて総職員数が300人を超えておったんですけども、平成29年から十数人、以降、毎年減っていきました。その間にですね、それ以降、病気休暇を取得する人数が増えたということもありましたので、派遣職員の減数に伴って業務量も減ってけばいいんですけども、追いついていないような感じなのかなということで、メンタルを病んだというような結果かなと思まして、その頃から派遣職員の減、病気休暇の増ということもあって業務過多、それにプラスアルファでコロナ禍が来たということで、業務過多というような表現を使うようにしておりました。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の関係で言えば、もう以前からですね、この業務量、増えてんのも当然っていうか、増えてるんです。それが地方分権一括法つつうかね、地方分権ね、という時代、ありました。これまで国の法的、何だ、国でする仕事を町に頼んでたやつ、あるいは機関委任事務というのが、それまでは国の仕事をやってた部分があるんですけど、その一括、全部下に落としました、地方自治体に。もうその時点で職員数

はね、増えなくてねえんだげつと、金も職員数も増えなくてねえんだげつとも、そのとき山元町の場合、ちょうどその行政改革プランを執行中で、もう果てしなくっていうか、その大きな目的は、職員を減らすという内容のものが中心だったんですが、行革プランつつうのはね、それが山元町は、もう予定以上に早く到達してしまったと、職員がね。一方で、その時期に業務量増えてるんです。もうその時点から実際にね、本気になって考えなくちゃならない対策だったんです。それにプラス山元町の場合はね、震災、地震がね、あって、さらなるこの混乱があって今に至っているわけですが、やっぱりそういう背景をして、さらに今言ったね、こともプラスアルファの原因となれば、もうその当時からこの件に関しては、もうしっかりと本腰を据えて対策を取っていただかなければならない施策だったんですが、残念ながらそれは、そういうことは、そういう具体的な形では取り上げられなくて今に至っていると。その結果、今ね、もろもろ言われてるような問題が生まれているのかな、これは私の受け止めです。そういう、ですから本来ならばね、もしそれを要因とするならば、もっと本気になって今の、前町政でもですよ、やる必要があると思いますが、その辺の受け止めについてはいかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。今ですね、遠藤議員がおっしゃったようにですね、震災によって業務量が一気に増えました。この震災復興10年間で、約50年分の山元町としてはですね、予算を使ったわけですがけれども、結局10年で50年ということは、5倍の仕事をしたと、そういうことがあって、結局その復旧復興、そして創生というまちづくりの中で、予算があって仕事量もあって人がいない、そういうこともあって、各自治体から派遣をいただいて、県なんかからも派遣をいただいて、それで進めてきたというところがあります。10年経過した中で、ある一定の復興が進んだ中でですね、今度は復旧復興した部分でいろいろなものが増えてますので、今度は維持管理、そういうする部分でもやっぱりこう人が足りない部分、その10年前よりは町として増えているわけですから、そういうこともあって、ただ、なかなかその職員数が増えない、ただ、それで、その中で、派遣の方たちも復興事業が終わったということで、どんどん自分の自治体に帰ってしまったというところがあって、それでなかなかですね、その人員と仕事の量がですね、かみ合わない部分があったことというふうに思います。その中で、そういう大変な時期に今度コロナ禍というのがあったりしてですね、今言ったように、今回もそうですが、臨時交付金なりなんなり町民に対する支援が国から来ますが、今度はそれを考えるためのいろいろ仕事も増えてきますので、そういうこともあって現状に至っているというふうに思います。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。そもそも私は問題があると、対策が講じられなかったことによってですね、というふうな思いで非常に今大変、しかしながら、これは越えていかななくちゃならない大きな町の責任、今の責任でやっていかななくてはならない事業で、ぜひ積極的に取り組んでほしい、その体制の強化といいますかね、についてはですね。

あわせて、このこうした状況の中で病気、これも、前回もね、取り上げられて、病気取得つつうか、病気で長期で休む方々が増えてきているっていうものも、今、問題になっています。この辺については、前回のですね、質問の中で強調されている部分なんですが、非常に、ある時期には60人とかね、そういう数字なんですね。ちょっとね、考えられないような延べ人数とかっていう、例えば平成、こまいのはいいげつとも40とか50とかね、そういう数値、実人数でも20とか30とかですね、いうふうなのが示

されています、確認しますとね、これまでの。っていうのは、200人弱の中で20人もね、その病気取得者がいて、あと、中でもうんと強調されたのが、精神的な要因の方が、20名とか30名とかっていう数値が、とりわけ平成28とか30年には多く示されているんです、数字ね。こまい。何でそういう方が増えんの。そして、それらの対策・対応もしているんですが、なかなかこれは収まらないような状況になっていると。メンタル相談室という数字で、関係ですね、それで相談している件数と言いますが、実人数で、ここ元年あたりから10名を超えてるんですね。前回の質問の中でも9名から15名っていう数字を示してるんですが、これまた非常に大きい数字だと思います。これらの方々に対してちゃんと対策を取ってきたのかということなんですが、その辺の経緯についてもし分かれば、こういう一応検査、毎年受けてる、その人が再生・再建つつうかね、元に戻れるつつうかね、ような取組はなされていたのかどうか。ただし、ちょっとしたとあったらそういう表現でもいいと思うんですが、確認します。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。私が就任前のことについては、ちょっとね、分からない部分がありますので、そういう部分を含めてちょっと担当課のほうから説明をさせたいと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今、主にメンタル相談の件数とかでお話が合ったかと思えます。メンタル相談のほかにストレスチェックしておりまして、ストレスチェックの中で特にストレスが高いという結果が出た職員については、町の保健師などを通して病院につないだり、あと、その後、その方がメンタル相談を受けている場合については、その後の報告をきちっとメンタル相談の主治医のほうから報告を受けたりということで、特に悪い方向に向かわないような取組はしております。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。その対策を取る際にね、要因まではちゃんと分析して、町としてね、確認しているのかどうか。ただお医者さんにして、お医者さんをお願いしますだけでない。何でこういうふうに起きてんのかね、お医者さんは、多分その症状についてだけの対応だと思うんだげつとも、そういうふうな状況をつくった要因というのは、どういうふうに町としては受け止めてんのか。この間、ずっと続いてあるんです。今に始まったことではないというようなこと。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。総務課としてその辺を聞き取りしてるわけではないんですけども、メンタル相談の先生のほうからその相談の記録を頂いてるんですけども、その中で要因となるものがメモ書きであったり記録されておりますので、そういった原因となるものを把握できるものは、何件か今までもございましたので、その際には、情報を共有するようには心がけておりました。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、それは、表面に表れたのが、今、最近のね、ですけども、いつの時点の頃からね、そういう症状が生まれ始めてきたのか。これさっきのね、業務量の過多とかね、そういうところにもつながると思うんだけど、そういうことで病んでしまって、そして、だからそういうところまで深く分析して対策・対応を取らないと、先ほどの答弁の表現では、高止まり状態というふうに町としても認識している、自覚して。いつまでもね、さっき年間9人から15人つつうと、その方々が、そしてその方が、そのことによって長期入院というか長期休暇というようになって、せっかく体制を仮にですよ、人数で整えたとしたって、全然そのこともきちっとやっておかないと、ただ新人をね、注入すればいい、注入つつうわけにいかねえな、雇えばいいっていうだ

けで済む問題でねえんです。仮にそういうことがあったとしたって、新人と経験者と違うからね、町の戦力にすぐになっかっていうことも考えれば、この対策っていうのは非常に重要な対策問題なんです。本当に深く分析して、いつ頃からこういう症状が生まれてきたのか、そのときそのときの職場の環境、働く関係ってどうだったのかね。そういうのがこの問題になってたのかっていうね。非常に重要なことだと思うんですけども、こういう状況が続いているつつうことは、多分やられてこなかったんだろうというふうに思います。ですから、皆さんの町政になってからその深く分析して、ぜひ強力な体制でもってね、この問題については進めて取り組んでほしいということを求めています。次に、いいよ。

議 長（菊地康彦君）いいですか。

議 長（菊地康彦君）では、この際、暫時休憩といたします。再開は13時10分、13時10分であります。

午前11時48分 休 憩

午後1時10分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君）3番遠藤龍之君の再質問を許します。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。諸問題の2つ目で、早期退職者の急増ということなんですが、この辺の経緯についてもし分かれば、毎年どのくらいの退職者が生まれてきたのかですね。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。直近で申し訳ございませんが、令和元年度ぐらいからちょっと私が拾ったもので申し上げますと、令和元年度が、任期付職員も含めて、任期の途中で辞めた方も含めて令和元年度は3名、令和2年度は早期退職者2名で3年度が5名、4年度、5年度ともに10名というふうに私は拾っております。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。急増していると思いますが、これらの原因・要因っていうのはつかんでますか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。病気休暇取ってそのまま退職した方は、ちょっと拾っておりますので、ちょっと報告させていただきますと、令和5年度については4名だったと記憶しております。令和4年度についても同じく病気休暇を取ってそのまま退職された方が5名だったと思います。令和3年度以前については、病気休暇を取ってそのまま退職という形はなくて、原因までは、要因まではちょっと把握しておりませんが、早期退職者については、先ほど申し上げた数字で退職したというふうに記憶しております。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。なかなかその要因についてはお示しされないですので、私がこの感じている部分では、例えば課長クラスがね、辞めていってるというのは、何件か私も見てるんですが、その背景を見ますと、非常にまさに業務量の過多がね、一番印象的なのは、固有名詞出して駄目なのか、子育て支援課長が辞めました。あの当時、非常にこのね、子育て支援課の業務量もいろんな意味で多かったと思います。保育所建設とかね、という中で、業務が非常に高いのにもかかわらず、なぜか班長がいなくなって、兼

務で担当しなければならないとなったと。外から見てもね、結構大変だなと、私たちは、私だって、当時からずっと保育所建設、再建についてはね、いろいろやり取りしていた経緯もありまして、と見るとね、これは、まさにこの業務量の高さ、具体的なね、でいなくなったのかなと。優秀な、いや、こいなこと言っても、大変ね、皆さん立派な方々、今現在、また別なところで立派に働いてるという有力なね、力のあるあれを、職員をなくしている。それを前後して班長クラスでね、これからこの幹部クラスになるであろう人たちも、三、四十代前後ですかね、の方々も何名か技術職員とかですね、で派遣されて、就職先は仙台市の市役所職員とかね、というふうな本当にこの一握りのあれなんです、こういう一握りといいますか特徴的な環境というかね、状況なんです、そういう有力な人たちがいなくなるっていうのは、そのことによっても先ほど来ね、いろいろな要因を呼び起こしている問題につながっていくのかなというふうに感じているんですが、何でそういう人が辞めていかなくちやないのかと、今でも不思議に疑問に思っています。その辺についてですね、これは現町政、以前の町政がね、そういう状況の中での結果ということで、現町長にそれを問うてもなかなか答えづらいだろうということこの辺はスルーしますが、やっぱりこれは非常に大きな問題がね、今も引き続いてあると。その頃の働く環境とかね。ちょうどこの時期に病氣取得者も統計的には多い、先ほども平成30年とか28年とかその後のね、あとメンタルチェックつつうかね、その辺というね、それも相まっつての結果なのかなと。そのことによって働き手を少なくしていると。先ほども確認しましたが、その早期退職者の急増も、そういった働く環境のですね、そういった異常なといいますか厳しい状況の中にあつて、その時々でその対策が見いだせなくてっていうか、少なくて辞めざるを得なくて辞めていった人も多いのかなと、これは私の感想、この実態、この数値を見ての思いです。そういう意味でもですね、この働く環境っていうのは、本当に充実した中身で大きな対策としては取り組んでいかなければならない課題ではないかというふうに思うところです。その辺を求めておきます。

それから、あわせてですね、先ほど来、問題になっている事務処理ミスの件なんです、先ほどずっと強調されておりました。私もずっとそういう思いで、ここは大事な、大きな町としての課題だなと。なかなかね、対策を講じても、なかなかこれはずっと引き続いて起きてんです。我々も経験してんだげっとも、再発防止に努めます。だげっとも依然としてこの減らない。これはちょっと今つつうかね、この平成28年頃からのちょっと統計を見てみたんですが、平成28年には審査委員会が9回やって、中身やったの、件数が22件ありました、そういったミスね、事務処理上。29年には16件、30年には17件、元年はね、元年のあいづはちょっとねえな、2年に8件、令和3年で6年、中でも必ずこの多くはね、交通違反も駄目ですよ、駄目なんだけども、その関係での対象者が多いんですけども、やっぱり一般サービス関係で不適切な事務処理っていうのが毎年取り上げられています。その内容もいろいろあるんですが、一番記憶に新しいところでは、これは多分この子育て関係、ひどかったときの結果でねえかと思って、不適切な事務処理で町民生活課伝票管理、定住関係、こういうのがありました。あと、まちづくり等々でこの辺は、こういう一般サービス関係での問題が4件あったんですね。それから、最近の話で皆さんも記憶にあつかと思います、令和3年一般サービス関係で不適切な事務処理で企画財政課地方債の借入れミス、これはもう実害がありましたよね。たしか何千万って、5,000万で、じゃあ実際に町の持ち分は二千何百万という問題もござ

いました。その前も、あと、子育て関係で医療費助成のね、問題も皆さんの記憶に新しいと思いますが、そういう、あと、これは令和2年の話なんです、税務関係、国保税の関係で2件というふうに毎年あるんです。なぜかそれがね、その時々で対策が講じられていれば、今の問題、先ほどね、何つうんだ、オーバーなちょっと表現忘れてしまった、もういっぱいある、今現在あるような話もあったげつとも、その当時からね、対策を講じてれば、こういうことは起きないのではないのかなという、これは私のこのこういった実態、実質見て、意見、思いです。もっともっとやってたら、こういう問題は少ない件数で抑えられたのではないかと。

あと、もう一つは、こういう事態が起きたときに、その対策の一つとして事務職員の職員のほうの研修、勉強つつうかね、そういうのも少なかったのではなかったかと。そのことによって十分な教育が受けられない中で、こういった初歩的なね、事務処理ミスってうかね、そういったものも生まれてきたのかなというふうな思いで、という受け止めなんです、これは感想といいますか、こういう事実に対して現町長はどのように受け止めるかお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。過去にですね、そのようにいろいろ事務処理ミスについては、私の就任する前の話ですので、もうその都度、職員にもですね、注意喚起を促し、そして、それなりの対応を取って、職員も反省をしながら新たな気持ちで仕事も再開しているということもありますので、私は、あまりこう過去に振り返って過去のことをどうのこうのとかそういうことは、言う気はありませんので、まずとにかく、先ほど齋藤議員のときも言いましたが、私といたしましては、職員一人一人をよくしっかり信用をしてですね、信頼して、そして各業務をお任せして、そして任に当たってもらってるので、その辺はですね、その震災後には、結構23年、ちょうど本当に平成23年の震災後ですね、震災後からやはりそういう病休なりなんなりが一気にぼんと増えたというところがあります。それは、先ほど来、説明したように、やはり業務量が一気に増えたこと、それに向かってやっぱ職員も必死になって走り続けたこと、そういうことがやはり負担になって、やはりいろいろと身体的な疲労とかそういうことがたまっているのかなとは思いますが。ただ、先ほど来、言うように、一人一人辞めたりするときにですね、話はするんですが、理由をですね、はっきりと言わない、一身上の都合ということで退職してしまいますので、突き詰めてどんな理由で辞めたかというところは、ちょっと計り知れない部分もあるんですけれども、その震災後のやっぱ仕事の量も、自分の容量以上ですね、仕事があったということは、否めないというふうには思います。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。震災後、あるいは新型コロナですかっていうのが大きな要因・原因であったことも理解できるんですが、そうしたときだからこそね、そういったデリケートなつつうかね、そういう対応はね、必要ではなかったかと、取り組むべきではなかったかというふうにいる思いは強いです。そして、震災についてよく言いますが、については、それなりのですね、多い少ないっていうのがありましたけども、全国からの支援の職員にね、来てもらって、そして、人数的には対応できてるということで、実際に計画立てて我々にも示してきたわけですから、それをね、いや、そうではない、やっぱ少ねがたって今頃言わっても困るだけつとも。

議 長（菊地康彦君）遠藤さん、マイクの近くで少し。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。すいません。そこまで、先ほど来ね、この対策をね、今後、立

派に取り組んでいかなければならないということです。やはりそういったもろもろのね、昔からのそういった問題を深く分析して対策に向けなければならないというふうには私は思ってるんです。先ほどの何だっけ、事務処理ミス防止ハンドブックで対応します、こんなのは、もしその当時からね、こういうふうなそういう原因をきちっとつかんでれば、当然もうとっくの昔に使って、それで対応しなくちゃならない対策だというふうには私は思っています。ということも含めましてね、これはもういろいろやり取りあるので、これはぜひこの取組、再発防止のね、取組、そして、その際には、昔からあった問題をきちっと深く分析して、そして対策に生かすという取組をぜひすべきだというふうには思いますが、その辺の取組についてはいかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。遠藤議員がおっしゃるとおりだと思います。震災後ですね、やっぱりその復興に向けて職員も含め必死に走り続けて、先ほど回答しましたように、約5倍の仕事に対して職員数は、2倍まではいっておりませんので、やはり相当の負担はあったのかなというふうには思います。ただ、やっぱりそのときそのときの事情もあってそのような形になってしまったんでしょから、そういうときには、やはり職員のですね、そういうふうな体のことも思い分かってやっぱり仕事のほうも進めるべきだったのかなとは思いますが、そういうのを含めてですね、現在は、まずその業務量に対しての平準化なりなんなりを考えながら、来年度も組織体制の見直しとかそういうこともあります、そういうこともやって、続けて、仕事をできるだけですね、当たり前の負担という表現はおかしいんですけども、平常の形にできるだけ戻していければというふうには思っておりますが、やはり震災時に復興を中心に仕事をしたということもありまして、先送りにされてきた細かい作業もその今になっていっぱい出てきておりますので、そういう部分も含めて、ただ、仕事は決してまだまだ減ってはおりませんので、その辺をですね、うまく対応できるように平準化して今後は進めていければというふうには思っております。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。公務員っていいいますのは、全体の奉仕者であり一部の奉仕者ではないということで、皆さん宣誓してこう入って、誇りと気概のある職務に就いていると思われま。公務に、そうしたね、尊いというか崇高な思いで入って、そして皆さん職に就いてると思いますが、こうした人たちのですね、働く環境を守っていくということが皆さんの責務でもあると思いますし、我々の責務でもあるというふうに受け止めています。今、取り組まなければならないのは何かを明確に、そして、職員の働く環境の保障・充実を強く求めてこの件については終わります。

3 件目の質問に入ります。

3 件目の質問については、ずっとこの問題に、今なお解決されてない「大地の塔」トイレ設置の取組についてであります。申し訳ないんですが、改めて確認しますが、まず、取りあえずこの取組っていつ頃からの要求・要望か、取組になっているかと、あるいは、それに対して町の対応は、いつ頃から取り組み始めたのかということを確認します。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。この「大地の塔」へのトイレの設置については、23年、昨年の6月議会にですね、まず提案させていただきましたが、その時点ですでね、やはりこう政策的な事業については、補正ではなく当初の中にちゃんと提出すべきでしょうというご意見をいただきまして、その時点でもお認めをいただけなかったということがありまして、そこから始まってそういうもろもろの意見をいただいたということで、その

当時もですね、3月ですかね、3月の当初で出そうとは進めていたんですが、どうしてもその価格的な部分でまだちょっと対応できるのではないかという部分がありまして、再度、見積りなんかをいろいろですね、やり直したところがあって、6月の補正にその当時はなってしまったと。3月11日の慰霊の日、震災の日ですね、その3月11日に、6月だったらお認めいただければ、次の年の3月11日までには間に合うのではないかとということがあって提出させていただいたんですが、今、先ほど言いましたような理由でお認めをいただけなかったということがあります。ということで、その間にいろいろなことをですね、精査しまして、それで今年の24年の当初予算の中で提案させていただきましたが、やはりその時点でも、ちょっとやっぱりそのトイレについて高額であるとか、その範囲の中にトイレが何か所かあるとかね、そういういろんな意見をいただきましてお認めいただけなかったということがありますので、それらについても、その後、補正では出さずに、やはりその政策的な予算ということもありますので、私としても、もうその時点で諦めたということではなくてですね、来年度ですね、の当初でもう一度お願いをしようということで、いろいろそういう議会のほうから意見をいただいた部分をこちらとしては精査しながら今に至っておりますので、先ほど回答しましたように、できれば1月の全協で皆様のほうにその説明をさせていただいて、来年度の3月の当初予算の中で提案をさせていただければというふうに考えているところであります。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。私の聞き方がおかしかったのかな。いつから唐突に町が出したわけではないと思います。背景があって、唐突というような表現もあったりするものだから、唐突ではなく計画的に取り組んできたとは私は、しかもそれは住民の中から、あるいは当然ね、あったものがなくなったんだから、当然あるものだと思っていたものがなかなか動かないということから、多分、私の記憶では、町民の方々からそういう要望があって、それに応えるような形で予算計上も今言ったね、もう予算編成時に計画的にやってきたという経緯があると思う。それ以降の話はね、今も話してっからいいんですけども、その辺の取っかかりはどうだったのかということの確認です。改めてお伺いします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。もともとですね、昔の駅にトイレがありましてね、ただ、あそこは避難道路を造るということで分断されてしまって、それでさらにですね、計画だと、その高低差が、相当の高低差が見込まれて、そういういろんなもろもろのことがあったとは私は認識しております。一番は、あそこを避難道路として拡幅する時点でトイレと防火水槽とかですね、あの辺の部分をなくしたというところがありますので、そういう中でトイレを再建するのかなとは私は思ってたんですが、当時もですね、そういうことがなかったこともあります。そういうことに私だけではなくてやはりその多くの方たちが疑問を持って、あそこに来る方もなかなかですね、そばにいないとどれだけの人が参拝に来てるかっていうのは皆さん見えないと思うんですが、結構多くの方が来ていただいているという部分もありましたので、私が聞くだけでも結構多くの方に、あそこにトイレがないのはおかしいよということを、意見をいただいたりもしておりましたので、そういうことがきっかけとなってですね、私としては、あそこにやっぱトイレは必要なんだろうと、公共サービスの一環としてですね、せっかくあそこに震災で亡くなった方たちを祭るためにこうね、慰霊するためにあの碑を造ったわけですから、その部分にトイレがないと、やはり来る方たちが、結構年配の方が多くてですね、トイレがないとなか

なかやっぱり足、向けにくいというふうな意見もいただいておりますので、そういうことがあって、そこがスタートなのかなというふうには思っております。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。私もそういうふうな受け止めなんです、これは当然の要望に対して、町は当然のように受け入れて、そしてそういう取組が始まったということなんです、なぜかそれが通ってないということなんです。そして、これまで、今もお話しされましたが、それぞれの反対理由に対し、町長は、その結果造んない、まだできてないということだけでも、その時々ね、反対された理由に対して、私は正当な根拠を持って示してると思ってるんですが、町長自身はいかが受け止めています、今現在。反対された理由に対して町の町長の考えでもね、私はその当時から正当・明快なそれに対しての懇切丁寧な説明をしてると思うんですが、今でもそれがね、解けないというかね、前に進んでないという現実があるんですが、そのことに対して町長は、執行者つつうか提案している提案者としては、いかがなお気持ちであるか、その考え、現状、今のね、の考え。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。そのお認めいただけなかった理由の中にいろいろとあるんですが、まず金額に対してはですね、どうしてもその物価高騰とかもありまして、いろいろと見積りを取りましたが、やはり提起させていただいた金額にはなってしまうのかなと。それについても、たしか当時も説明はしたと思うんですが、他の施設に対してトイレを設置するに当たっても同額ぐらい、中にはそれ以上の予算がかかっているんですが、そこらは認めていただいているんですが、どうしてもその部分に対しては高いというふうなこともありました。やっぱりこう時間がたてばたつほど今の社会状況の中ですね、値上がりしてしまっております。ですから、昨年よりももう1年たってますので、まだちょっとですね、値上がりした部分もあります。皆さんご存じのとおり、今回も、人件費も上がってますしね、いろいろなことがあります。

そのほかにはですね、やはりその費用対効果ということもたしかあったような気もするんですが、私のちょっと勘違いかもしれない。費用対効果というか、あそこは利益を生むためのトイレとか施設ではありませんので、やはり先ほども言いましたように、亡くなった方たちを慰霊するための場所ですので、そこは、その費用対効果というのは、金額とかそういうことではなくてですね、あそこに来る方たちが安心してお参りができる環境をやはり整えるのが、その行政の役目なのかなというふうには思っております。

あそこにですね、一部の方ですが、やっぱり不安なので紙パンツを履いて行ってますっていうことも聞いたりもしましたので、やはりそういうことはないほうがいいのかということもありました。そういうこうるるですね、私の中では、これまで説明してきたこと以上に、皆さんにどうやって説明をしたら理解してもらえるのかなというふうなことを、本当にこの1年悩んできました。ですので、今の、ここでは時間が足りませんので、1月に説明する際にはですね、皆さんに説明させていただく際には、きちっとその辺のね、話をさせていただこうというふうには思っております。あそこには、トイレは絶対必要だという考えには、私は、今も変わりはありません。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう形でね、強い姿勢で臨もうとしてる。私は、これは、もう本当に遅い、今さらっていうふう思うんですが、もうとっくの昔に6月補正、9月補正でね、そういったね、言葉を聞きたかったんですが、それは、過去のことは。何で提案できなかったか、今年度補正でね、6月、9月にね、その理由としては、やっぱ

り議会のそういった対応があつてできなかったということでもあります。しかも賛否同数で議長裁決という、みんな同じでね、さらにその12月には、請願に対しては、これまた賛否同数で議長裁決ということでもみんな否定されてきたわけですが、そのくらい厳しい壁、高い壁になってるって、今、決意、確認しました。ただ、さらに確認したいんですけども、そういう厚い壁に向かうわけですが、再々提案つつうことになる。今、1月に説明するという、相当なね、対策を持って臨まなければ、またなおこの同じような結果がもうね、想定される。私はそうした、あの推進者としてはね、ぜひね、本当にそういう意味で対策は万全ですかということを、ちょっと詳しくじゃなくても姿勢とかね、あるいは、こういうことで何が何でもっていうね、その町の姿勢をちょっと確認、町長の姿勢を確認したいんですが、いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。これに関しては、勝ち負けとかそういうことではなくてね、ご理解をいただけるように私たちとしては、とにかく説明を尽くすしかないのかなと。やはり時間がたったこともあって、私は、やはりそのむやみやたらにその認めなかったということではないと思いますので、説明をして、それでご理解をいただいて、それで何とか認めていただければというふうには思っております。その万全の対策ということでですね、その何をしてるかと言われても、ちょっとなかなかですね、この場で説明はしづらいんですけども、その認めていただかなくてはいけないので、それに対するいろいろな考え方としては、いろいろ今手を尽くしているところであります。1か月後になりますのでね、説明をする場がですね、私は、皆さんの気持ちも変わって、あまりこうとやかくですね、説明しなくても、これまでの経緯なんかを見て理解いただけるものではないのかなというふうには、自分としては思っております。甘いかもしれませんが。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。このことについてはですね、多くの皆さんがまず望んでいるものと私も受け止めております。今の姿勢もね、確認できているところなんですけど、何でこういうことが起きてんのかということも改めて確認しながらその対策のね、一助にしていきたいと思うんですが、何でこの提案、この間ね、提案できなかったのかということの理由に、今も言われました、議会で賛否同数、議長裁決という異常な中でトイレ設置は否定されてきたということが大きな理由として挙げられているわけですが、そのことについては、この都度、この町長もね、何回も、正当な根拠を示した、正当な明快な説明をしていると私も思います。しかし、なかなかそれがね、受け入れられなくて、今ここのまでつつうかね、大変な事態、そういう状況にあんのかなと察するわけですが、しかし、そもそもね、このね、「大地の塔」のトイレの設置については、先ほどもね、ありましたが、もともとありました。それが、今の説明にもありました道路拡幅という公共事業に伴って撤去されたものであります。したがって、その後、再建が当然と考えられていましたが、当時の町政でそうした動きが見られないということから、22年、令和4年6月頃、町民からトイレ建設の要望があり、前町政も当然のこととして事業の実現に取りかかったものと私は認識しております。先ほどの町長のね、説明でもそういうふうな受け止めであります。そして、このことについては、先ほども説明ありましたが、23年度の令和5年当初予算に計上するために、その以前、22年、令和4年の12月頃だと思うんですが、予算編成時には既に予算計上していたものであり、そして、それは、その計画は、24年の2月には建設実現と、目指した計画の中で予算計上され

て取り組み始まったものでしたが、このことについては、このもろもろあってですね、事業が大きく遅れているということについては、個人的にはね、大変申し訳なく思っているところです。確かにこの間のこの議会の動きから見れば、議会の責任も大きいのかなと、議会の議員の一員として反省しているところです。

こうした議会の動きについて若干触れれば、「大地の塔」トイレ設置を求める請願を審査した総務民生常任委員会の委員会運営にも大きな問題を残しているのではないかとというふうに受け止めているところでもあります。総務民生常任委員会の審査では、トイレ設置に消極的、反対を示す意見もありましたが、明確な反対意見も出されず、委員会採決で採択すべきものと全会一致、全員で決定し、委員長から議長に報告されたものです。もしも委員が採決に反対意見があるときは、委員会の中でしっかり議論を尽くし、それでも意見の一致を見ない場合は、会議規則に基づき、会議規則ですよ、討論・採決を行い、必要であれば、委員会において少数意見の留保報告書の提出を確認することになっていますが、こうした手続は、委員会では行われておりません。所定の手続が行われなかったにもかかわらず、委員会終了後に採択に賛成した2名から、本請願は採択すべきではないとする少数意見報告書が提出された。これは明らかに規則に反するものと思いますが、議長はこれを受理し、本会議で採択を行い、結果、賛否同数、議長裁決で不採択と決定されたものであります。そして、この件では、驚くべきことに、採択すべきと報告した委員会の委員長まで採択反対に回りました。これは、新聞の記事にも取り上げられたほど異例なことでもあります。あまりにも無責任な姿勢という町民の皆さんからの批判の声も聞かれているところでもあります。そして、マスコミ報道からは、23年6月にトイレ工事費を削減するという修正案に賛成し、同12月にトイレ設置を求める請願を不採択と判断した議長と町議は、いずれも22年の町長選で現町長に敗れた前町長を支持、町長。

議長（菊地康彦君）遠藤さん、その発言はちょっと認められません。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。しこりが、これは。

議長（菊地康彦君）いやいや、質問の、選挙まで、これは今まで議論されてきているものです。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。その再確認です。

議長（菊地康彦君）再確認とかじゃあ、もう議論されて、それは。ちょっと止めてください。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。私も認めません。

議長（菊地康彦君）それは遠藤さんが認めないとかじゃなくて、議会としてもう認めて終わったことなんです。それをここで再確認で説明するというのは、あり得ないです。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。終わっていません。私は終わっていないという自覚のもとから。

議長（菊地康彦君）それは遠藤さんの問題であって、議会で発言する問題ではありません。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。これは明確に決まってません。ですから、委員会でもこれは取り上げて進めていくことなんです。議長が認めないんですから……。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。

午後1時40分 休憩

午後2時15分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君） 3 番遠藤龍之君の発言を許します。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。どこから話をすればいいのか、いまだ戸惑っているところですが、発言については否定されました。今、言いたいことはいっぱいありますが、この問題については、もうそもそもやっぱり議会がね、での結果に対して町長は提案できなかったという事実から見れば、じゃあその議会での動きはどうだったのかということを本来ならば明確にしたかったわけですが、何かその辺は問題がある、私は問題があると思ってないんですが、そういう話もある。そして、そのことについては、今後、その解明に向かっての動きも示されたということから、これ以上のことは、このことについては、議会の動きということについてはですね、ここでやめますが、しかし、いずれにしろ、こうしたことは遺族の方々、多くの町民、そして請願者の皆さんから見れば、本当に悲しい出来事であります。今でもトイレ設置に多くの人から強い要望があると考えますが、今後、トイレ設置の取組を進めていく上で、これまで以上の異常な抵抗、圧力がかかってくると予想されますが、町はこれまで同様、遺族の方々、多くの町民、請願者の皆さんの思いを強く受け止め、改めて早期の実現を求めますが、町長、いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。私といたしましてはですね、意地を張ってるとかそういうことではなくてですね、先ほどから何度も言ってるようにですね、やはりあそこの慰霊碑には、やっぱりトイレは必要だというふうに思いますので、何とか議会の方たちにご理解をいただけるように説明を尽くして、そして、無事にあそこにトイレができることを願って、3月ですね、の当初予算には、議案として提出させていただければというふうに思います。先ほども言いましたように、1月にですね、全協の中でそれについての詳細な説明をまずはさせていただければというふうに考えております。皆様がその出した際にはですね、ご理解、ご協力をよろしくお願いしたいというふうに思います。

3 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう姿勢で取り組んでいただきたい。お願いではなくて強く望むものです。

以上で質問を終わります。

議 長（菊地康彦君） 3 番遠藤龍之君の質問を終わります。

議 長（菊地康彦君）この際、暫時休憩いたします。再開は2時30分、2時30分となります。

午後2時19分 休 憩

午後2時30分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君） 11 番岩佐孝子君の質問を許します。岩佐孝子君、登壇願います。

11 番（岩佐孝子君）はい、議長。11 番岩佐孝子です。

ただいまから、令和6年第4回議会定例会において、町民の方々が安心して暮らせることを願い、1件5点について一般質問をいたします。

令和6年元旦、1月1日午後4時10分、能登地方を震源とする最大震度7の大地震から1年がたとうとしています。ようやく地震の復旧工事が始まろうとしていた9月21、22日、気象庁統計史上最多となった豪雨により再び大きな被害に見舞われ、復旧

は思うように進まず、雪の季節を迎える今後は心配です。また、各地で発生している地震をはじめとした大災害の犠牲や被害を被られた皆様に心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興を願うばかりであります。我が町においても東日本大震災から、ずっと多くの方々から温かいご支援・ご協力をいただき復旧復興してきております。感謝の心を忘れることなく地域づくりをしていかなければならないなというふうに思っております。

コロナ禍でなかなか開催することのできなかった各種事業がようやく再開されてきています。震災の翌年、平成24年から小平区有志が始めたコダナリエ、今では週末になると、仙台在学中の大学生ボランティアが支援のため駆けつけてくださり、仙南の冬の風物詩としてしっかり定着しております。今年は約20万球の光が公園一面を優しく彩ってくれています。第12回コダナリエ、これは先週の土曜日7日から29日までの金土日、開催されます。

そして、また、私は、待ちに待った茶室、仙台藩で唯一現存する茶室、此君亭は、第1弾の修復工事は、クラウドファンディングによって多くの方々のご好意、ご寄附を頂きまして工事がようやく終了し、11月24日、お開きとなりました。公開されました。これまで敷地内の除草活動や整備のために、長年にわたりご尽力くださった歴史関係の団体、地域の方々をはじめ、今回は、予算を少しでも削減しようと庭園にある池周辺の竹柵修繕を買って出してくれた若者たちの思いが詰まった文化財です。文化財とは、人類の長い歴史の中で生まれ、育まれ、私たち世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。この茶室は、町の大切な財産であり宝でもあります。この財産を、誇りを持って次代へ継承していかなければならないのです。公共施設の費用対効果は、経済効果を生むだけではないのではないかと私は思っています。

震災から13年が経過し、東日本大震災の記憶が薄れてきている中で、10月20日に実施した町民防災訓練には約3,000人の方々に参加、今年もですね、それぞれの行政区では工夫した訓練を実施しましたが、多くの課題を見いだすこともできました。

近年、日本列島では、大雨、大規模地震発生等による甚大な自然被害が各地で頻発し、住民の安全・安心を守る立場の自治体では、その対応に日々苦慮しています。我がまちを振り返ると、2011年3月、東日本大震災により甚大な被害を被り、その後の復旧復興の歩みとともに幾多の防災訓練を積み重ねてきており、取組の成果とともに町の防災力が徐々に向上してきているとは思われますが、今後どのように取り組む考えなのか、次のことについて伺います。

安全・安心なまちづくりの1件に絞りまして、5点についてお尋ねします。

令和5年11月26日に実施した昨年の総合防災訓練での検証はされているのか。検証されているとすれば何が課題だったのか。また、今年の総合防災訓練にどのように生かされたのかについて。

2点目、令和6年10月20日に実施した総合防災訓練について、その検証作業を今進めている段階だとは思いますが、現時点で把握できている計画と実践結果との食い違いの有無及びその課題と今後の対策について。

3点目、総合防災訓練では、住民が参加する訓練が特に重要だと考えますが、そこで確認されている課題と今後の対策について。

4点目、令和6年11月12日に実施した役場庁舎消防訓練を実施しての課題と今後

の対策について。

5点目、公共施設、つばめの杜とかこどもセンター、小中学校、そしてまた山下・坂元両交流センター、中央公民館、町民体育館、遺構中浜小学校での防災訓練などの有無及び実施している場合の課題と今後の対策について。

以上について一般質問をいたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、安全・安心なまちづくりについての1点目、昨年の総合防災訓練の課題は今年の訓練にどう生かされていたのかについてですが、昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、4年ぶりに全町民を対象とする訓練を実施いたしました。訓練の実施に当たっては、町自主防災会、消防団、学校等の関係機関とそれぞれ協議を重ねて実施しましたが、その後、検証したところ、幾つかの課題、懸案が見えてまいりました。具体的には、訓練が近づくにつれ児童・生徒の避難の在り方や防災研修会への参加等に問題が生じ、自主防災会との調整が必要となったことなどです。また、当日においても、各地域の訓練会場で一斉に訓練を行っているものの、一体性に欠ける場面があったとの意見もありました。さらに、地域の防災訓練に併せて、山元中学校野球場を会場に災害時装備品展示コーナーを開設いたしました。不測の事態により人員調整が困難となり、参加者の誘導や体験コーナーの受付等において混乱が生じたところであります。このような課題等については、関係機関と情報を共有しながら改善を図り、今年の訓練内容に反映しております。

次に、2点目、今年の総合防災訓練での計画と実践結果の食い違いの有無及び課題と今後の対策についてですが、今年の訓練は、昨年の課題や懸案の解消も含め、元日に発生した能登半島地震において、在宅避難や車中避難が多かったことにより避難者の把握が困難を極めたことを踏まえ、安否不明者の確認訓練を新たに追加したところであります。安否不明者の確認の方法としては、避難所での受付の際に確認することを想定しておりましたが、これまでの氏名記入方式の受付の仕方では十分な確認ができませんでした。こういった状況にありながらも、一部の自主防災会では、あらかじめ受付用の名簿を準備し、訓練当日の受付をチェック方式で実施したり、災害時要支援者宅等の訪問による安否確認を行ったりするなど独自の取組を展開し、一定の成果を上げている自主防災会もありました。このような有効な取組について、今後、各自主防災会と共有を図り、迅速かつ正確な避難者及び安否不明者等の情報把握ができるように取り組んでまいります。

次に、3点目、住民が参加する訓練の課題と今後の対策についてですが、災害時に住民参加型の防災訓練の効果を発揮するためには、訓練の継続や多くの町民の参加が重要であり、訓練への参加者を増やすことが課題であると考えております。今年の総合防災訓練は、昨年より約300名多い約3,000名が参加したところでありますが、開催の時期や周知の方法など、その在り方を都度検討し、今後も一人でも多くの町民の皆様に参加いただける訓練となるよう鋭意努めてまいります。

次に、4点目、役場庁舎消防訓練を実施しての課題と今後の対策についてですが、役場庁舎の消防訓練は、役場本庁舎消防計画に基づき年1回訓練を実施しております。今年度の訓練は、地震発生により庁舎2階から出火したことを想定し、避難経路の確認や

初期消火活動、応急救護を主眼に置き、本庁舎に勤務する全ての職員を対象とし実施したところであり、当日は、それぞれの訓練に可能な限りの職員が参加いたしました。

具体的内容であります。地震発生時に自ら身を守るシェイクアウト訓練や消防署への通報及び館内放送を用いた通報訓練等を実施し、特に庁舎壁収納消火栓を使用し実際に放水する消火訓練やAEDによる心肺蘇生法の講習など、参加した職員一人一人が、実体験を通じ技術を習得する機会を設けたところであります。

今後の課題といたしましては、有事の際の職員の初動対応はもとより、来庁者の安全を確保することが最優先であると考えております。これらを迅速かつ的確に実行するためには、常日頃から危機管理意識を醸成することはもとより、来庁者の参加による実践的な取組や災害対策全般における消防訓練の在り方等を意識して訓練を行うことが肝要であり、今後とも繰り返し重ねることで自衛消防活動のより一層の強化を図ってまいります。

次に、5点目、公共施設における消防訓練等の実施の有無及び課題と今後の対策についてですが、ご指摘の施設ごとにご回答いたします。

初めに、つばめの杜保育所及びこどもセンターについては、法に基づき安全計画を策定し、月1回、地震や津波、大雨、火災など起こり得る様々な災害を想定した避難訓練を実施しております。特に県が公表する津波浸水想定区域内に立地することから、津波警報発令時における高台への避難とし、役場まで子供たちや利用者を迅速に避難させることが課題となるため、年2回、つばめの杜大橋が通行できない場合も想定し、複数の避難ルートを確認しながら役場まで避難する訓練を実施しております。

次に、小中学校については、学校ごとに国の指針に基づき学校防災計画を定め、年7回以上、地震や津波、火災のほか、不審者侵入や引渡し等に関する訓練を実施しております。また、訓練実施後の課題や問題点の確認については、各学校において訓練ごとに教職員と児童・生徒が検証を行い、次の訓練や計画に反映しております。

次に、山下・坂元両交流センターについては、消防計画に基づき年2回、消火訓練や避難誘導等の訓練を実施しております。また、両施設とも津波浸水想定区域内に立地するため迅速な避難誘導が課題であると捉えており、今後は、そのような場面を想定した訓練に取り組んでまいります。

次に、中央公民館及び町民体育館については、消防計画に基づき年2回、両交流センター同様に訓練を実施しております。両施設ともに利用頻度が高い施設であることから、引き続き円滑な避難誘導ができるよう訓練に取り組んでまいります。

最後に、震災遺構中浜小学校については、消防計画に基づき年2回、他の施設同様に訓練を実施しております。特に海岸から程近い場所に立地しているため、津波警報発令時における高台への迅速な避難誘導が課題であると捉え、現在は、来館者のご協力をいただきながら避難誘導に重点を置いた訓練を実施しており、今後も計画的かつ継続的に取り組み、来館者の迅速で安全な避難誘導につなげてまいります。

町といたしましては、引き続き各施設の実情に応じた訓練や研修を定期的の実施し、日頃から全職員が危機管理意識を持ち、子供たちや利用者の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君） 11番岩佐孝子君の再質問を許します。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。再質問をさせていただきます。

東日本大震災から12年が経過した2023年に被災地での防災意識をアンケートした結果ですね、約77パーセントの人々が「薄れてきている」という調査結果が出たんですね。そこで地域、学校等での取組、そして防災意識を高く維持していくため、町民全体でのその意識を高く維持していくためっていうようなことで今回質問をさせていただきますが、1点目ですが、非常に各行政区では、去年から見るといろんな工夫をしながら訓練をしたように見受けられます。その自主防災会での活動では、県の防災指導員を養成し、各地区行政区での活動を中心として地域防災リーダーが必要であるということから、平成21年度から実施されており、山元町内では、令和6年の9月には42人の受講者で、多分約300人近い人たちが受講されていたと思うんですが、その指導員の方々を、どのような役割を果たさせながら訓練したのか、その辺についてお尋ねします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。具体のことなので、担当課長のほうからお答えいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず、防災指導員の町内の有資格者数、岩佐孝子議員おっしゃるとおり300名近い283名というふうに私たちでは把握してはるんですけども、以前、一般質問でも同様の質問があった際には、当時、地域防災計画をつくってございまして、防災マップの作成とかに携わっていただくとかそういった手法もありますとのことをお話しさせていただきました。あと、もちろん毎年、防災訓練がありますので、そういったところでの活躍をしていただいたり、あと、今はですね、保健福祉課が中心となって個別避難計画という、災害弱者がおりますので、そういった方の避難計画をつくる際にご協力をいただいたりということで、役割としてはかなりあると思いますので、そういったところで協力をいただければと考えております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やはりね、資格を取っていただいたからには、いろんなところで活躍していただくっていうことによってまた意識も高まってくるのかなっていうことを考えますと、やはりこれ、もっとですね、いろんな方々に受講していただいて、地域の中でのそういうふうな役割を担っていただければなというふうに思います。

あとですね、防災訓練時だけではなくて、命を守るためには、自助、共助、公助であり、日常の中で地域コミュニティをどのように構築しているのか、いかなければならないなというふうに思っているんですが、実施しているものがあれば教えていただきたいと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。先ほどの回答と重なるかとは思いますが、コミュニティという観点から言いますと、今後ですね、今進めている段階なんですけど個別避難計画、やはりコミュニティができていないとこの個別避難計画もできないものですから、各行政区において災害弱者、地区の役員だけでは、災害が起きた際に避難の手助けというか、できませんので、例えば消防団であったり、今お話しした防災指導員とか、そういった方の協力を得ないと避難もできないと思いますので、そういったところでちょっとコミュニティと関連づけられるとすれば、そういったところで活躍していただければと考えております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。まだ指導員、指導員っていうか、そういう方々も必要なんですが、地域の中でのコミュニティをどのような形で形成していくかということについては、計画はしていないっていうことで受け止めていいんでしょうか。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。計画という点でいうと、はっきりとした計画はございませんが、防災指導員の資格を取る講習・研修の際に、各行政区ごとに班をつくっておりますので、そこで行政区長であったり副区長さんも見えてますので、そこでそういった今後の話合いなどを一緒にしていただくということで取り組んでおります。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。もちろんあのね、養成された方々も必要なんですが、地域の中でのコミュニティーをしていくのには、やっぱり地域の中での信頼関係とか一体感を築いていくということが私は大事じゃないかなというふうに思うんです。そのためには、絆をつくるため集まったり語り合ったりする中でお互いの信頼関係を培って、困ったときはお互いさまっというこで、お互いに助け合うという気持ちが自然に発揮できるようなそんな、祭りなんかを通してっていうのも私は考えられるかなって、お祭りですね、夏祭りなり、今回やっていますコダナリエもそうなんですが、作業をしながら話をしたりすることによって違うものがまた醸成されていくのかなっていうふうなこともありまして、そんなことを話させていただきました。各地域で、都市部では、もうどんどんと祭りができないような状況にはなっているんですが、まだこの山元町では田舎らしさが残っているので、そういうところも大事にしていけたらいいのかなっていうふうに私は思っておりますのでですね、防災だけでなく町全体がにぎやかさを取り戻せるようなそんなこと、単発単発じゃなくて個々のものをこうつなぎ合わせながらやっていくっていうのがいいのかなというふうな思いがあって今質問をさせていただいておりますので、各行政区では、ぜひですね、お祭りをにぎにぎしくにぎやかにやっていただいて、地域のコミュニケーションをコミュニティーの構築に努めていただければ、もっといい防災訓練ができるのかなというふうな思いで発言をさせていただいております。

2点目に移ります。

2点目の部分ですが、先ほど説明がありましたけれども、去年、今までの反省を生かしながら安否確認のため受付用名簿の作成、チェック方式を取り入れて、自主防災会が、そういうところが多く見られたんですが、そのときに、結構、一定の成果を上げたのかなというふうなことで各行政区からは報告があったようですが、プライバシーの確保なんかっていうことでの課題は出てこなかったのか、その辺、確認したいと思います。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。プライバシーの確保という点では、特に行政区から問題というか、そういった意見はいただいております。以前に、以前にというか、毎年4月の区長会議、あと自主防災会議の総会の際に、要支援者のリストという形で各行政区長さんからそういった個人情報に関する誓約というか、いただいておりますので、あと、その情報を民生委員さんとかと共有して災害弱者のこういった安否確認の際に生かすということで取り交わしをしておりますので、その辺については問題なくできているかと思います。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やっぱりね、プライバシーがね、非常に今騒がれておりますので、その辺は丁寧にやっていく必要があるのかなというふうに思います。そしてですね、各行政区では役割分担を決めながらやっているようなんですが、班長が班を巡回して報告したりとかですね、高齢者への声がけするなどの役割分担ができていたようなんですが、その辺については、再度、確認・検証はしていたのか確認します。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。検証については、行政区長さんに対してアンケートをお願いしております、まだ回収が全て終わってないので、途中経過というか分かっている時点でのちょっと報告をさせていただければ、今申し上げた安否不明者の割り出しについ

ては、できたところは、やはりよかったという感想が寄せられてますが、逆にそういったところを見習いたいということで、安否不明者の割り出しについては、ちょっと厳しい点数を出してるところが多かったかなというふうに考えております。

あと、そのほか点数、点数というか、アンケートの結果で点数がよかったところについては、やはり小中学校を登校日扱いにしてたということで、子供たちが参加することで世帯として参加がよかったという点であったり、事前の広報ですね。町が出している広報のほかに行政区でもチラシを出して、参加者が前年度よりよかったというような、アンケートがまだ途中経過ですが、そういった報告は受けております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり私も見させていただいたんですが、結構9月号とかね、広報やまもとでもお知らせをしてましたし、各行政区でもやっぱり工夫をして参加者を多くっていうようなところなんですけど、やっぱりコミュニティーの構築かな、一番はっていうふうに思います。行ってみませんかとか、あとは、おじいちゃんおばあちゃんでも手を引きながら一緒に行ってみましょうとかっていうような、そういうふうな関係を築くことによって、より多くの方々が参加できるんじゃないかなというふうに思っております。

あと、一つ、やっぱりね、気になったのが、災害想定の部分なんですけど、18日に大雨警報時での防災無線の活用についての検討は行ったのかなっていうふうな思いがあります。職員へのメール送信訓練のみっていうふうに書いてあったんですが、そこでの問題はなかったのか、まずは確認させてください。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。災害想定に関しては、アンケートとかの回答を見ても、特に問題があったというふうには捉えておりませんが、一部回答の中にあっただのは、確かに大雨警報が18日の金曜日のうちに出てるのであれば、防災行政無線で放送があってもよかったんじゃないかという意見がありましたが、その辺については、検討段階で防災行政無線で流すと逆に勘違いする人もいるので、その辺は控えてたということで、そのように決定しておりましたので、その辺については、改めて今年度、また検討すればいいかなというふうに捉えております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。そして、19日、20日なんですけど、土砂災害発生時での現地確認を山側でするようにっていうふうなのがあったと思うんですが、災害があってもちょっと危険性があるんじゃないかなというふうに思われるときに、わざわざその現地の確認っていうのは必要だったのかな。その辺は、ちょっとどうだったんでしょう。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。事前の今回の総合防災訓練の実施要領で、行政区に対しては、まず、丘通りのほうで災害があったからといって、その確認まではお願いしてなかったかと思います。通年であれば、町の職員の防災訓練も兼ねておりましたので、建設部のほうで巡回とか、上下水道事業所のほうでも上下水道施設の巡回ということで施設の確認はしておりましたが、以前も行政区のほうにその辺の巡回までは、お願いしてなかったかなというふうに記憶しております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。その辺があれだったと思うんですが、ある区では、東街道西側がレベル5で実際パトロールができないため、安全確保はできないと思うがっていうようなことがあったので確認してみたんですが、その辺もやっぱりきちっと行政区との打合せのときにやっておくべきではないかなというふうな思いで、今、お尋ねしておりました。そしてですね、当日、避難時の留意事項、意識っていうことで、やはり意識は少

しずつ各行政区でも上がってるかなって。避難路での自分のうちからその避難所になっているところまでの安全確認もきちっとしないでしまったなっていうところとか、高齢者、要支援者への対応とか対策、先ほど区長さんを通して民生委員さんにとっていうふうな話がありましたが、その辺はどのくらいまでできたのか、その辺、確認させてください。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。繰り返しになりますが、まだアンケートが全行政区から上がってないんですけども、各区からのその辺の安否確認については、やはり事前に名簿チェック方式に名簿を事前につくってるところについては、うまくいった、スムーズにいったっていうふうな感想が結構上がってるかなと思います。あと、逆に、そこまで手が回らなかった行政区については、成功したそういった話を伺いたいというような感想、要請が出てますので、この辺については、今後の自主防災会で情報共有をしていきたいなと考えております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。3点目に移ります。

先ほども申し上げましたけれども、やはり震災から12年、13年が経過してきて、人々の意識も薄れてきているのかなというふうに思っております。各地区の課題の中で、時節柄、参加者が少なかったっていうふうなことがあったんですが、10月だと稲刈りですかね、そういうことなんかも勘案されたのか。でも、いつ災害くっかかんないからね、しておく必要性もあるのかなというふうには思うんですが、その辺について検討はされたのかどうか、お尋ねします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず、開催時期の検討の際には、教育施設、学校関連との打合せはもちろんですけども、あと、農繁期をなるべく避けるということをもちろん念頭に置いておりました。10月のその3週目っていうのも、例えば宮城病院のクリーンキャンペーンであったり、あと町内一斉清掃、続くかもしれませんが、3週目であれば稲刈りも終わってるというような意見が数多くあったもんですから、今年に関しては3週目で、昨年も、結果、選挙で1か月ずれましたが、もともと10月の3週目に予定しておりましたので、この辺がやはり行政区であったり、あと消防団の方にもちょっと意見を募ったところ、その辺であれば稲刈りも終わってるということで、農繁期の確認は必ず毎年しておりました。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。次にですね、研修内容の工夫をする考えはないかということで、シェイクアウトの訓練、それぞれ家庭でっていうところなんですけど、そこまでとかですね、あとは、簡易ベッドの組立ては必要だったのかっていうふうなこともあったようなんですが、やはりそれは必要なのかなというふうに思います。そして、炊き出しをしている行政区は、どれくらいあったのかはあれなんですけど、実はですね、防災訓練だけではなくて、今年、真庭では火災がありました。そのとき消防団の人たちへの炊き出し、どういうふうにしようと。やっぱり防火クラブとかの関係なんですけど、常にやってないと、どういうふうにするんだっけっていうのが出てきますよね。やっぱりこういうふうな防災訓練なんかの際にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、どのように思われますでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。やはり何か有事の際にはですね、避難所となる近辺の住民の方たちには、すごくそのような形での協力をいただくことになります。今、岩佐議員からあったようにですね、ふだんからやっていないとということがあるんですが、地区ごと

のその対応の仕方と、できるできないもありますし、そういうことがありましたので、その避難所に該当した部分でのその内部でのそのような訓練に関しましてはですね、こちらからこういう訓練をしてほしいということではなくて、その地区にお任せをして、その地区の中で、できる範囲の中での訓練をプラスしてやっていただいたというところがあります。ただ、やはり有事の際ですね、そうやって私も消防団にずっと30年以上入ってましたが、何かあったときには炊き出ししていただくこともありましたしですね、あと、震災の前の年に山火事があったときもですね、そうやって地域の方たち、そうやって、あと、地域を越えて、地区を越えて炊き出しをしていただいたりですね、その各地区によってのいろいろな対応、できるできないの状況もありますので、その辺はですね、地区の方に最終的にはお願いをすることになるんですけれども、できる範囲での協力ということでお願いできればというふうに思っております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。そうですね。震災のとき、やはり行政区を越えながら皆さんに集まっていたいて炊き出しもしていただきました。私は中央公民館にいたんですが、その後、坂元に行ったときに、行政区長さんたちが役割分担を決めて毛布を集めたり米を集めたり、ここんところに炊き出しをしましょうって言って各行政区で炊き出しをして、それを避難している人のところに運んでって、そして食べていただいたということもあるので、いざとなったときのそういうふうなコミュニティーっていうか、そういうふうないざとなったときの心構えっていうのは、やっぱり大事だと思うんです。お互いさまっていうふうな気持ちを大事にするような、そんな防災訓練であればいいなというふうに思っております。

そして、次にですね、昨日の同僚議員の質問に町長が回答しましたけれども、学校を指定避難所に位置づけていますけれども、今後もその考えは継承していくんでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今のところですね、現存している小学校については、その場所によってその小学校を避難所と指定をさせていただいているので、今までどおりですね、そのような形でご協力をいただければというふうには思います。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やっぱり考えられるのは学校再編時ですよ。そのときにどういうふうに考えていくのか。これらのことも考えたやっぱり学校の再編も必要なんではないかなというふうに思うんですが、その辺についてもぜひですね、熟慮して決定していくべきだっていうふうに私は思いますので、そしてですね、やはり坂元中学校は、今回は、地域おこし協力隊とか、もう活用が決まっています。あと、坂元でどこに避難すればいいんだろうと思うと、ないんですよ。小学校しかないんです。おもだか館も2階だけです。今までよりは狭いです。そんなことも考え、そして、山下第一小学校に行くと、この前は避難終わった後の研修、そのときは花釜の人たちも一緒だったので、第一小学校の体育館ではちょっと狭かったかなっていうようなこともあるし、第二小学校とかであれば、もう浸水区域ってなるとそこは使えないっていうようなことも考えながら、きちっとそういうことも考えた学校の再建、そして建設というふうなことも考えていくべきだと私は思っております。

そして、次に移りますけれども、各避難所に職員が今回も割り振りになりましたよね。大体何人くらいずつだったのか、そしてその対応をどのようにしたのか、分かっているらば教えてください。

町長（橋元伸一君）はい、議長。具体のことですので、担当課のほうから回答させていただきます。

す。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。今回、各集会所に避難することにしておりましたので、簡易ベッドの組立ての説明という形で、最低、各行政区の避難所に2人配分したような形でございます。そのほかにも避難所がありますので、二、三名ずつは割当てをしたというような形になってます。基本的には簡易ベッドの組立ての説明ですが、その後、行政区で各研修もやってるところもありましたので、そういった補助にも当たるようお願いしたところでございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やはりですね、参加する際ですね、その日だけだからかもしれないんですが、やっぱり地域住民とのコミュニケーションというのが私は大事だと思うんですね。っていうのは、ある避難所では、もう大体これくらい来るんだろということの想定の下だと思うんですが、職員がこう分担を決めながら、役割を決めながら、きちっとこう指導してくださったのでスムーズにいったみたいな感想を書いてくださっていたところもあるようなんですが、そういうふうなやはり職員自身の研修も研さんも必要なのかなというふうに思いますので、今後ですね、こういう各行政区なりなんなりに赴くときには、そういうことまでも含めた心構えっていうのが必要だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか、町長。

町長（橋元伸一君）はい、議長。こちらとしてはですね、訓練をするに当たっては、いろいろなことを想定しながら、それで、その地域のその避難場所、あとは、その地区の大体の人数だったりとかですね、避難所に、どこの地区の方たちはここに逃げてくださいますと、避難して下さいますっていうのがありますので、そういうことを勘案しながら人員配置なりなんなりと、そういうところも訓練ですのですね、いざというときには何が起こるか分かりませんのでそうですけども、一応訓練ですののでそういうことを想定してですね、まずはその人員配置なりなんなり考えて一応ですね、やっているところがあります。ただ、何回やってもですね、やはりいろいろこうその状況によって課題というのは必ず出てきます。その次の年にですね、その積み重ねをして、それで、できるだけ回数を重ねて、そして、体と頭で、職員も含めてですけどね、職員も覚えていくという形であるのかなというふうに思いますので、100パーセントになればいいんですが、なかなか100パーセントというところにならない、そういう課題は毎年出てきますので、それを次の年に生かせるようにですね、いろいろと手だてを加えてやっていければというふうに思っております。そして、先ほど回答したようにですね、できるだけ多くの方に参加していただいてね、それで覚えてもらうというところで進めていければというふうに考えております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。あるところではですね、やっぱり小中学生が参加していたので、その小中学生に手を貸してもらいながらモデルになってもらったりとか、あとはリーダーになってもらいながらベッドのつくり方とかっていうふうにしていたところもあったので、そうすると参加する意義がありますよね。そういうふうなことも勘案しながら、考えながらやっていただくと、非常にまた職員だけでなく地域の人たちのレベルアップにもつながるんじゃないかなというふうな思いから今質問させていただきました。

そして、4点目に移ります。

今までずっとなくて、新庁舎が令和元年の5月に落成したんですけども、ようやく職員の防災訓練が実施されたのは令和4年です。救護訓練、そして去年は屈折はしごを使

っての救出訓練、今年は、地震、火災における初動対応ということで火災でしたよね。参加者数については先ほどあったんですが、具体的な人数的な部分が分かれば教えていただきたいです。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。具体のことですので、担当課のほうからお答えさせていただきます。

企画財政課長（大和田敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

まず、町長の答弁にございましたとおり、複数の訓練を実施しておりますので、その項目ごとにお話しさせていただきます。

まず、地震発生と同時に実施しますシェイクアウト訓練、いわゆる身の安全を守る訓練、これは本庁舎勤務の職員全てになりますので、150名の参加というふうになります。その後、2階から出火というふうなことを想定しての火災訓練、これについては80名ほど、主に2階に勤務する職員になりますけどもね、80名ほど参加してございます。今年は、どちらかといいますと実践的な訓練を実施したいというふうな思いから、壁消火栓等を使った訓練を実施しましたが、この訓練、講習会には約50名が参加したというふうな実績になってございます。

以上です。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。その際は、来訪者はいらしたんでしょうか。いたとすれば何人くらい、どのような形で誘導したのかお尋ねします。

企画財政課長（大和田敦君）はい、議長。町民生活課の窓口数名の方が来庁者としておられました。事前の館内放送の中で、来庁者も参加をお願いしたいというふうなことで呼びかけたところでありましたが、残念ながら参加いただいた数はゼロというふうなことになっております。ただ、冒頭、町長の回答でも申し上げましたとおり、やはりそういった方々にも参加いただくことがやっぱり本来あるべきというふうなことでもう既に認識してございますので、来年は来庁者も含めた、例えば、他課において会議開催にあえてその防災訓練をぶつけるとかして、できる限りのその町民の参加を呼びかけてまいりたいというふうなことで検討しているところでございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり職員もこのような危機意識を持ちながら訓練をしているということも、皆さんに、町民の方々にも理解していただくということが大事だと思うんですね。それがまた町民への危機意識というか、防災意識を高めていくためにも大事ではないかというふうなことで今質問させていただいております。

次に移りますけど、庁舎建設のときには、消防法をクリアしている庁舎であるから問題ないというふうに言ったんですが、前にも私、一般質問をしたんですが、2階で体調不良によって救急車を要請する事態が発生しましたよね。あのときエレベーターにストレッチャーは入りませんでした。そして、消防の救急隊員がですね、急な階段、昨日測ったら20センチあんだね、高さ。1段の高さが20センチなんですよ。23センチ以下ということで建築のほうではクリアしてるからオーケーだとは思ってたけど、あのときも大変でしたよね。そして、急勾配であって蹴上げが20センチということで、転倒リスクも高いんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺は、あの後、どのようにか検討なされたのかどうか、確認します。

企画財政課長（大和田敦君）はい、議長。一昨年の12月の定例会において岩佐委員から同様の質問を頂戴した記録として残ってございます。その提案を踏まえまして令和5年度の当

初予算にですね、いわゆる機械器具、正式には緩降機というふうなもの、イメージしていただくと、エレベーターのこう簡易版みたいな感じでイメージしていただけるかと、できるかと思うんですけども、これの設置について検討した経緯がございます。比較的その安価な価格で整備できるというふうなものはあったんですけども、ただ、一方では、この機械では、避難がその1人ずつしか限定されてしまうというふうなものと、あとはその障害をお持ちの方だとすると、介助がないと対応できないというふうなことが判明したもんですから見送った経緯はあるんですね。そういったことも踏まえて昨年の11月実施しました庁舎の消防訓練、この際は、はしご車を使って2階の方をどういうふうには避難するかというふうなこと、取り組みました。実績としましては、3人避難するのに12分程度の時間を要したというふうなことはあるんですけども、ただ、そのはしご車が役場に到着するまでの時間ですよ。こういったこともやはり今後考えながら検討していく必要があるのかなというふうには感じているところですけども、具体的にここをこうするというふうなことについては、あいにくまだそこまで至っておりませんので、回答を差し控えたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やっぱりね、2階から飛び降りるって言わったってね、骨折したり、骨折くらいで済むんだっただけでも、万が一のことを考えたならばっていうことを非常に懸念しています。いつどこでどんな災難が起きるか分かりません。そして、今回2階からの火災、火元が2階ということで、防火扉、2か所にありますよね。でも、3か所あってもどこから下りるんでしょう。避難路確保はできているのかどうか、その辺、町長、見たことありますか。確認はしてましたか。確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。避難路の確保に関してはですね、今3か所階段があります。取りあえずそのところをまず使うしか下には下りれませんので、そこを使っただけの避難というふうな形で今現在は考えているというところであります。先ほど企財課長のほうからもありました、いろいろ提起はいただいておりますが、考えてはおるんですが、まだその実際のところまでは至っていないというところですので、まず現状の階段を使って、とにかくできるだけ一番近いところの階段を使って避難していただくというふうなことになっております。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。歩ける人はいいんですよ。私みたいにね、体力もなければっていうところの人も出てくると思うんです。歩行困難という部分もあることを考えたなら、やはり一日でも早く、役場に行っても安心できるなっていうようなこと環境をつくっていただきたいなというふうな思いがあります。そして、2階ですと、今回考えたら2階と1階、吹き抜けですよ。吹き抜けになっているために、非常に風通しがいいために、火災時には、火の手が早く回りやすいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺は考えたこと、何か考慮してますでしょうか、町長。

町長（橋元伸一君）はい、議長。結局、構造上ね、そういうふうに、岩佐議員がおっしゃるように、現状についてここに不備がある、あそこについていうのは、確かにそうなんですけれども、先ほど言ったように建物を造った際は、一応そのいろいろなそのところをクリアして建てております。今現状の中でこの屋根全部、2階を塞ぐと言ってもですね、相当の費用がかかりますので、そこをですね、今すぐ、吹き抜けになって、万が一、火事が起きたら燃えやすいんじゃないとか、そこは屋根があってもなくてもそれなりのメリット・デメリットというのは出てくると思いますので、現状の中で今ある建物に対す

る避難訓練ということで、今のある建物を想定した中での訓練もしていきますし、今あるものを使っていくということの仮定の中で計画をしていくということに今はなっております。現状のところですね、その今言った吹き抜けだからどうか、そういうことでもいろいろなメリット・デメリットはありますけれども、その天井をつけるとか、そういうふうな今考えにはまだ至っていないというところになります。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。全てを直せって言うんではなくて、少しでも改修できる部分があるんじゃないかということから私は質問をさせていただいてるんですが、特にですね、やっぱりさっき言ったように逃げ遅れが一番心配ですよ。庁舎内でもう5年、6年もたっているんで、改修する必要がある場所が出てきているんじゃないかなというふうに私は思うんです。なのでその辺の考えがあれば教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほど言いましたようにね、メリット・デメリットあって、やっぱりデメリットの部分は少しずつですね、やっぱり修正していかなくはいけないということがありますので、今年度も少しいじったところがありますが、詳細については、担当課のほうからちょっと補足をさせたいというふうに思います。

企画財政課長（大和田敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

確かに令和元年の5月の開庁以来ですね、月日がたつにつれ、やはりここはこうあったほうがいいよねというふうなものについては、職員、各方面からいろいろお話を頂戴しているところでございます。今年、若干と、今、町長は申し上げましたけども、やはりその吹き抜けになっていることによって防寒対策、これが非常に厳しいというふうなものもあって、1階の一部に扉を設置するなどのこう対策を講じてまいりました。来年度以降もですね、一気にやろうとすると工事費が非常にかさむものですから、年度計画を立てながら一定の対策を講じてまいりたいと。その中で、その吹き抜け対策の一環としてですね、吹き抜け対策といいますか、その吹き抜け部分全てではないんですけども、一部においては、その防音でしたり防寒対策の一環としてパネルを設置したいというふうなことで検討の一つに載せてございます。このパネルを、例えばですよ、難燃性のもの、いわゆる燃えにくいものを使う、こういったことによって防火対策の一翼も担うというふうになってまいりますので、そういったことも併せて検討して対応してまいりたいというふうに思います。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やはりですね、不具合の出ているところがやっぱり使っていれば感じるが出てくるはずですよ。出てこないほうがおかしいと思いますので、ぜひですね、そうですね、やっぱりメンテナンスもしにくいところもあると思うんですね。あと、日当たりはいいんだけどもっていうようなところもありますし、吹き抜けだから開放感があるっていうメリットもあるとは思いますが、それによってまた光熱費がっていうところもありますので、そういうふうなメリット・デメリットをきちんとですね、考えが、そして2階のスペース、あそこを使えたら、もっと職員が休憩できる場所なんかも、あと部屋なんかもできるのかななんて思いながらもおりますので、その辺、ぜひですね、前向きに計画を立て、そして実践していただきたいというふうに思っております。日常からですね、危機管理意識を醸成することによって、そしてまた職員自身、意識した訓練を実施していくことを願っております。

5点目に入ります。

まず、最初、各施設がありますけども、町内の命を守るべく尽力している保育所、こどもセンターですが、つばめの杜保育所から役場まで避難訓練をしているようですが、何分くらいかかるのか、その辺、お尋ねします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。詳細については、担当課のほうから回答いたします。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。つばめの杜保育所から役場のほうまで、約年2回ほど訓練のほうを行っております。クラスごとに避難の手法が違うんですけれども、一番時間がかかる部分で3歳児、3歳児が徒歩で避難をしますので約20分というふうな形になります。それがゼロ歳児に関してはおんぶで避難、あと、一、二歳に関しては散歩車というふうな形での避難の訓練を行っております。

以上でございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほどの回答の中でルートを考えているというふうなことがあったんですが、最短時間、そしてコースはどこなのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。津波の際、高台というふうなところで考えております。その際に山下神社への避難、また、寺嶋葬祭の北側から6号線の側道というか脇を通ってということで役場に上るコースというふうなところを想定しております。どちらのコースにつきましてもクラスごとで避難というふうなことで、訓練というところで行っております。

以上でございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やっぱり雨とか雪とかも想定しなきゃなんないですよね。そうしたならば、神社とか浅生原のとこっていうふうになったら、ちょっと課題が大きいかないというふうに思います。その辺とですね、あと、今はクラスごとの訓練というふうになってるんですが、全体訓練っていうのは、したことはないんでしょうか。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。議員のおっしゃるとおり、やはり天候によってというふうなことで、今現在は、雨・雪の際には、訓練ということでは行っておりません。そこは、今後必要なところではある課題であると思っております。また、クラスごとということで、全体での訓練に関しては、今のところ、役場までの訓練ということが全体訓練となっております。それ以外に関してクラスごとというふうなことで、今後そちらについても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。なぜそんなに心配してるかっていうと、3月11日、大切な命が亡くなってるんですよね。そういうことのないように、やっぱり私たち大人は、きちっと対応していく必要があると思うんです。安易な気持ちでやっていないとは思いますが、命を守るというのは、非常に大事なことだと思うから私は聞いているんです。そして、あのつばめの杜、150人も大きな大規模な保育所、そこで問題はないかっていうことを私は何度となく聞いています。防災訓練から波及してしまったんですけれども、やっぱり命を守るとき、何人くらいが何人の人で守り切れるか、そんなことを考えることも必要ではないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。子供の命を守ると、子供だけではなくてですね、とにかくその避難訓練をなぜするかと。とにかく犠牲者を出さないために避難訓練を重ねて、それで、先ほども言いましたように、そのときに課題となったことを次の年、できるだけこの解

消できるような形でね、そういうことを考えてやっておりますので、今、規模的に150名ということですが、150名の子供たちを安全にちゃんと避難させるための訓練を行っているというふうにご理解いただければと思います。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり多くの人数がいれば時間もかかります。訓練をする際、そこも勘案しながら訓練はしてると思うんですが、やはりもう一度、定員数なりそういうものも見直す必要性がここに来てあるんじゃないかなということを申し添えておきたいと思います。

そしてですね、小中学校では、防災主任者会議において防災教育の在り方を考えて、遺構中浜小学校で研修をしております。現在、山元町では、命を守る、防災の意識を高めるということで、5年生と、自分で考え行動できる中学3年生を対象として研修をしております。これからもこの訓練、ずっと続けていく、継承していくのかどうか、その辺も確認させていただきたいと思いますが。

町長（橋元伸一君）はい、議長。防災訓練に関しては、これまでどおりずっと継続してやはりですね、やっていくべきだと思いますので、しっかりとその辺は、回数を重ねることが大事だというふうに思いますので、続けていくということになります。

議長（菊地康彦君）教育長のほうにも回答を求めていますので。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。おっしゃっていただいた小学校の5年生と中学校3年生が震災遺構の見学というか視察に行くと、向こうでお話を聞くっていうのは、町内全体で防災に対する取組を共通のプログラムとしているんですけれども、その中に位置づけられたもので、これは今後も継続する予定です。

以上です。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。ということは、教育委員会でどうにかできるものではないということで、町バスね、今使わせていただけてますが、それは優先的にですね、ぜひ小中学生のそういうふうな研修に活用させていただければというふうな思いがあって話をさせていただきました。今後とも継続していくということを聞きましたので、安心しました。

去年、おとしですか、ひだまりホールで交通事故がありましたよね。そのとき、高校生がAEDを使用して、いち早く心肺蘇生に取り組んでくださったんですよ。今、中学校、そのときですね、えって言ったら、中学校で講習をしていたのですねすぐ行動できたんだよっていう当時の高校1年生の話でした。現在は、教職員での心肺蘇生講習だけですが、中学生を対象にした計画をしてもいいんじゃないかなというふうなことを考えながらいるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。防災ということで。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今のお話もですね、特に山元中学校では、震災の後から各種避難訓練をやるほかに、学校としての総合防災訓練のような日を設けて、学年ごとに防災に関するいろんな研修なり体験をやっています。心肺蘇生に関しては、例えば、今年度は2年生が消防署からの指導を受けて講習を受けているような形なんですけども、これも中学校ではずっと続けていることで、今後も防災教育の一環として継続されるものと思います。

以上です。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。やっぱり訓練によって、訓練していてそれを使うっていうことはね、最悪のときだと思うんですけども、いざとなったときに行動できるっていうふう

な意識、そして、そういう子供たちを育てていく必要があるなというふうなことから、今、質問をさせていただきました。

今年度、学生ボランティアですね、I V U S Aの方々と生涯学習課で実施した防災合宿、非常に私はいいい経験ではなかったかなというふうに思うんですが、町としての防災学習としての一環として実施する考えはないのか、その辺についてお尋ねします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。学校ではなくて、町としてその学生を使った防災訓練ということでもいいですか。そういうふうな質問でしょうか。どういうことでしょうか。学校、学生を相手にしたというか、教育機関に関しての学校についてのそのボランティアの方の協力をもらった訓練ということですか。であれば、教育委員会のほうの回答で。（「まず全体としての考え、そういうふうな……」の声あり）町の総合防災訓練の中にボランティアを入れてその訓練をするということですか。（「学生ボランティアの……教育委員会だけではなくて町としての取組、防災の……」の声あり）

議 長（菊地康彦君）さっき防災キャンプ。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。どういう、今回の総合防災訓練のように、子供も含め、大人も含めての防災訓練ということですか。それにボランティアを活用してということですか。

議 長（菊地康彦君）防災キャンプをやってるんだけど、町としても一緒にやる考えはないかということ。教育委員会のほうでは防災キャンプ、子供たち相手に。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。学校に関してというか、小中学校の関連に関しては、教育委員会のほうに主眼ね。町の訓練の中に防災キャンプを取り入れるってということですか。そういうことですね。そういうことでいいですか、まず。現状の中ではね、町として防災キャンプというところはまだそこまでですね、手が回っておりませんけれども、その有効な手段であるということでもありますので、それは、今後のその議員からのですね、一つの提案として受け止めさせていただければというふうに思います。

1 1 番（岩佐孝子君）はい、議長。そうですね。学校関係は、学務だけじゃなくて町の子供です。なので、そういうふうな観点からしての質問っていうふうに受け取ってもらえればいいのかなというふうに思います。この前、山下第一小学校の5年生、11月の21日に遺構中浜小学校ではシェイクアウト、あとは校舎外へ避難、そして誘導することと、あとは屋上からの避難はしごの訓練、あとはバスに乗車し、安全地へ避難した訓練をしたんですが、その乗車し、避難場所まで、坂元のあの6号線のとこまで出たんですが、5分だけでって言ったらあれかもしれないんですが、5分で行動できたんですよ。やっぱり小中学校では、もしもっていうことが、そういうことに対応できるような避難訓練をしていたからこそ5分で移動できたのかな、いうふうに思いますので、そういうふうな危機意識を持ちながら、やっぱりお互いにしていく必要があるかなっていうふうに思います。

またですね、一方、公民館とか町民体育館は、行政事務包括業務ということで事業者へ委託してますよね。連携・協力が必要となってくると思いますが、その辺についての町の考え、契約とか体制についてお伺いしたいんですが、いかがでしょう。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。業務委託の契約書の中にそのような文言をうたっておりますので、適正に行っていると考えております。

1 1 番（岩佐孝子君）はい、議長。やっぱり危機意識をね、そういう委託をされているところでも持っていながらやっているとは思いますが、その辺も徹底しながらやっていただければ

なというふうに思っております。いろんな方々の協力をもらいながら防災訓練、そして防災意識を高めるそんなもの、そういうふうな意識を醸成しながらっていうところではありますが、最後にですね、今、山元町では、教育委員会では多分分かって、そういうことを考えながらやっているとは思いますが、山元町では、恩返しではなくて恩送りプロジェクトっていうのを立ち上げながらやっているというのは、町では認識なさってますでしょうか。その辺についてお尋ねします。恩返しではなくて恩送りプロジェクトっていうのを立ち上げてるといのは。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。やっていることはね、分かっているけど、町としてその恩送りと同じようなことということに関しては、まだですね、そういう部分は、こちらとしては、至ってはいないと。（「分かっちゃいましたか」の声あり）分かっちゃいました。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。町としてとか小中学校っていうわけではなくて、小中学生がやっているということは、町内の子供たちですので、町でやっているというふうに私は認識をしております。

今年の3月、珠洲市の宝立小中学校へ見舞金を贈りました。それがこのように新聞にも載っております。そしてですね、今回は、山下第二小学校の子供たちです。能登豪雨で被災した人たちにエールを送りたい、能登半島地震から9か月後に豪雨が来て、泣きっ面に蜂で大変だと思いましたっていうことを4年生が考えたんですよ。そして高学年の人たちに訴えました。自分たちでできることは、ゼロではありません。募金と手紙で被災した人たちにエールを送りたいですっていうことを、4年生から5・6年生の企画委員会へ提案し、さざなみ児童会では、東日本大震災で受けたご恩をお送りしたいという思いから募金活動を行っております。本日から12日までの3日間、3時半から4時半まで山下駅前スーパー前をお借りして募金活動を行っています。

これは、やっぱり防災訓練、防災教育避難訓練などを通して、あの震災で甚大な被害を受けて温かいご支援をいただいたご恩、感謝の気持ちを忘れることなく、ちゃんと次代へ継承しているということではないでしょうか。あの3月11日の思いは、もう二度としたくありません。させたくありません。でも、多発する地震や自然災害は、私たちに警鐘を鳴らしているのではないのでしょうか。これまでも災害から多くのことを学び、将来への備えを見直してきました。防災や命を守るため、これまで以上に認識と行動力を高める必要があります。積極的に町民一人一人が訓練に参加し、日々の生活の中で未来への備えを見直し、確かな安全対策を築くことが必要だと思います。あの3月11日を忘れることなく、甚大な被害、被災者を出さないために、この町から防災教育の重要性、避難文化を発信していくために、私たちは、少しでも多くのことを次代へつないでいく必要があると思います。一人一人が、大人が一生懸命やっている姿を見て子供たちは学んでいます。その子供たち、今、募金活動をしています。町内の小中学校でいろんな歩み続けながらやっているんです。そこを、私たち大人は背中を押し、そして、一緒に歩いていくように協力していけたらいいなというふうに思っ私の一一般質問を終らせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議 長（菊地康彦君）11番岩佐孝子君の質問を終わります。

議 長（菊地康彦君）お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、１２月１２日木曜日午前１０時開議であります。

午後３時４８分 延 会

上記会議の経過は、事務局長佐山 学の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____